

第百五十四回国会
衆議院
農林水産委員会
議 録 第 四 号

平成十四年三月二十八日(木曜日)

午前九時二十分開議

農林水産委員会専門員 和田 一郎君

出席委員

委員長 鉢呂 吉雄君

理事 岩永 峯一君 理事 大村 秀章君

理事 金田 英行君 理事 原田 義昭君

理事 佐藤謙一郎君 理事 鮫島 宗明君

理事 白保 台一君 理事 山田 正彦君

相沢 英之君 岩倉 博文君

岩崎 忠夫君 梶山 弘志君

金子 恭之君 上川 陽子君

北村 誠吾君 熊谷 市雄君

小西 理君 後藤田正純君

七条 明君 高木 毅君

西川 京子君 浜田 靖一君

宮腰 光寛君 吉田六左門君

川内 博史君 小平 忠正君

後藤 斎君 津川 祥吾君

筒井 信隆君 榑崎 欣弥君

堀込 征雄君 山内 功君

江田 康幸君 高橋 嘉信君

中林よし子君 松本 善明君

菅野 哲雄君 山口わか子君

藤波 孝生君

農林水産大臣

農林水産副大臣

農林水産大臣政務官

政府参考人

(農林水産省総合食料局長)

政府参考人

(農林水産省生産局畜産部

長)

参考人

(農林漁業金融公庫総裁)

武部 勤君

遠藤 武彦君

宮腰 光寛君

西藤 久三君

梅津 準士君

鶴岡 俊彦君

三月二十八日

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(内閣提出第二号)

同月二十日

BSE緊急措置法の成立に関する請願(大森猛君紹介)(第八四九号)

同(児玉健次君紹介)(第八五〇号)

同(中井治君紹介)(第八五一号)

同(中林よし子君紹介)(第八五二号)

同(西村眞悟君紹介)(第八五三三三)

同(羽田孜君紹介)(第八五四号)

同(黄川田徹君紹介)(第九〇二二二)

同(児玉健次君紹介)(第九〇三三三)

同(末松義規君紹介)(第九〇四四四)

同(徳田虎雄君紹介)(第九〇五五五)

同(中井治君紹介)(第九〇六六六)

同(春名眞章君紹介)(第九〇七七七)

同(黄川田徹君紹介)(第九〇八八八)

同(徳田虎雄君紹介)(第九〇九九九)

同(中井治君紹介)(第九一〇〇〇)

同(中林よし子君紹介)(第九一〇一一)

同(三井辨雄君紹介)(第九一〇二二)

同(安住淳君紹介)(第九一〇三三)

同(金子善次郎君紹介)(第九一〇四四)

同(黄川田徹君紹介)(第九一〇五五)

同(桑原豊君紹介)(第九一〇六六)

同(佐藤公治君紹介)(第九一〇七七)

同(中井治君紹介)(第九一〇八八)

同(藤村修君紹介)(第九一〇九九)

同(古賀一成君紹介)(第九一一〇〇)

同(古賀一成君紹介)(第九一一〇一)

狂牛病に対する万全な安全対策と感染防止対策並びにセーフガードの発動に関する請願(中林よし子君紹介)(第一〇一三三三)

生産者米価の大幅引き上げと外米の削減・廃止、自主流通米の値幅制限の復活に関する請願(中林よし子君紹介)(第一〇一四四四)

輸入により価格が暴落している農産物のセーフガード発動に関する請願(中林よし子君紹介)(第一〇一五五五)

同月二十五日

BSE緊急措置法の成立に関する請願(黄川田徹君紹介)(第一〇五七七)

同(小泉俊明君紹介)(第一〇五八八)

同(鈴木淑夫君紹介)(第一〇五九九)

同(高木義明君紹介)(第一〇六〇〇)

同(都築讓君紹介)(第一〇六一一一)

同(樋高剛君紹介)(第一〇六二二二)

同(細野豪志君紹介)(第一〇六三三三)

同(三井辨雄君紹介)(第一〇六四四四)

同(山田正彦君紹介)(第一〇六五五五)

同(石原健太郎君紹介)(第一〇六七六六)

同(黄川田徹君紹介)(第一〇六八七七)

同(小林憲司君紹介)(第一〇六九八八)

同(中津川博郷君紹介)(第一〇七〇九九)

同(堀込征雄君紹介)(第一〇七二〇〇)

同(松本龍君紹介)(第一〇七三一一)

同(渡辺周君紹介)(第一〇七四二二)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一〇七五三三)

同(井上和雄君紹介)(第一〇七六四四)

同(大崎基夫君紹介)(第一〇七七五五)

同(木島日出夫君紹介)(第一〇七八六六)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一〇七九七七)

同(小平忠正君紹介)(第一〇八〇八八)

同(小林守君紹介)(第一〇八一九九)

同(古賀一成君紹介)(第一〇九一〇〇)

同(後藤斎君紹介)(第一一二二八八)

同(穀田恵二君紹介)(第一一二二九九)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一一二三〇〇)

同(志位和夫君紹介)(第一一二三一一)

同(瀬古由起子君紹介)(第一一二三二二)

同(田中慶秋君紹介)(第一一二三三三)

同(徳田虎雄君紹介)(第一一二三四四)

同(不破哲三君紹介)(第一一二三五五)

同(松野頼久君紹介)(第一一二三六六)

同(松本善明君紹介)(第一一二三七七)

同(松本龍君紹介)(第一一二三八八)

同(矢島恒夫君紹介)(第一一二三九九)

同(吉井英勝君紹介)(第一一二四〇〇)

同(木下厚君紹介)(第一一二四一一)

同(小林守君紹介)(第一一二四二二)

同(近藤昭一君紹介)(第一一二四三三)

同(鮫島宗明君紹介)(第一一二四四四)

同(榑崎欣弥君紹介)(第一一二四五五)

同(松本善明君紹介)(第一一二四六六)

同(松本龍君紹介)(第一一二四七七)

同(水島広子君紹介)(第一一二四八八)

同(山田敏雅君紹介)(第一一二四九九)

BSEによる損害補償等に関する請願(松本善明君紹介)(第一一二五〇〇)

は本委員会に付託された。

三月二十五日

牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見書(北海道砂原町議会(第二九八三三三))

牛海綿状脳症(BSE)に関する意見書(岐阜県岩村町議会(第二九八四四四))

牛海綿状脳症(BSE)に係る生産農家等への対策に万全を求めることに関する意見書(兵庫県西淡町議会(第二九八五五五))

牛海綿状脳症(BSE)対策の充実強化に関する

意見書(佐賀県牛津町議会(第二九八六号)) 牛海綿状脳症(BSE)対策の充実強化に関する意見書(佐賀県芦刈町議会(第二九八七号)) 牛海綿状脳症(BSE)被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県国見町議会(第二九八九号))	森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県千畑町議会(第三〇〇一七号)) 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県山内村議会(第三〇〇二二号)) 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県東成瀬村議会(第三〇〇三三号)) 森林・林業・木材産業活性化に関する意見書(岡山県議会(第三〇〇四四号))	BSE(牛海綿状脳症)対策に関する意見書(滋賀県愛東町議会(第三〇一六六号)) BSE(牛海綿状脳症)対策に関する意見書(滋賀県豊郷町議会(第三〇一七七号)) BSE(牛海綿状脳症)対策の強化に関する意見書(高知県奈半利町議会(第三〇一八八号)) BSE緊急措置法の早期成立に関する意見書(北海道浜益村議会(第三〇一九九号))	平成十四年度畜産物価格等に関する件 ○鉢呂委員長 これより会議を開きます。 農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。 この際、お諮りいたします。 本件調査のため、本日、参考人として農林漁業金融公庫総裁鶴岡俊彦君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として農林水産省総合食料局長西藤久三君及び農林水産省生産局畜産部長梅津準士君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。 〔異議なし〕と呼ぶ者あり ○鉢呂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
牛海綿状脳症(BSE)被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県前津江町議会(第二九一二号)) 牛海綿状脳症(BSE)被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県大山町議会(第二九一二号)) 牛海綿状脳症(BSE)対策の充実強化に関する意見書(佐賀県北波多村議会(第二九四四号)) 狂牛病について万全な対策に関する意見書(茨城県石岡市議会(第二九四五号))	食品の品質表示制度の充実強化に関する意見書(愛媛県議会(第三〇〇六六号)) 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県山本町議会(第三〇〇七七号)) 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県島海町議会(第三〇〇八八号)) 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県西仙北町議会(第三〇〇九九号))	捕鯨の早期再開に関する意見書(長崎県新魚目町議会(第三〇二二三号)) 捕鯨の早期再開に関する意見書(長崎県有川町議会(第三〇二四四号)) 野菜等の実効ある輸入抑制措置等に関する意見書(滋賀県愛東町議会(第三〇二五五号)) 野菜等の実効ある輸入抑制措置等に関する意見書(滋賀県豊郷町議会(第三〇二六六号)) 雪印食品牛肉偽装事件の徹底解明と食品表示制度の改善・強化に関する意見書(熊本県長陽村議会(第三〇二七七号)) りんごの火傷病検査措置の堅持に関する意見書(長野県議会(第三〇二七八号))	○鉢呂委員長 質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。岩永峯一君。 ○岩永委員 おはようございます。 武部大臣、遠藤副大臣のもとで八カ月修行をさせていただきました。そして、本日に大変貴重な経験をさせていただいたわけでございます。その際にたまたまBSEの問題が発生してまいったわけでございまして、だれよりも一番身近でこの対応を見てもきまして、させてもいただいた者として、感想を述べながら質問をさせていただきます。い、このように思っております。 私も内輪の人間の一人でございますので、みずからをみずから褒めるといようなことは大変おがましい話でございますが。 イギリスまたEU等々、ヨーロッパ各国でこの問題が発生しました。ずっと資料を見ておきますと、相当な期間にわたって対応されてきているわけでございます。日本ではわずか三頭だ。その三頭が多いか少ないかという議論があるわけでございますが、そういう状況の中で、私は私なりに、よくぞこれだけ速やかに、そして大きな決断を持つてすべてに対応できた、武部大臣並びに
森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県天王町議会(第二九九七号)) 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県仁賀保町議会(第二九九八号)) 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県象潟町議会(第二九九九号)) 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県太田町議会(第三〇〇〇号))	WT0農業交渉で日本提案の実現に関する意見書(鳥根県津和野町議会(第三〇二二二号)) WT0農業交渉で新しい貿易ルールに関する意見書(香川県豊浜町議会(第三〇二三三号)) WT0(世界貿易機関)次期交渉に関する意見書(茨城県霞ヶ浦町議会(第三〇二四四号)) WT0(世界貿易機関)の次期交渉に関する意見書(埼玉県南村議会(第三〇二五五号))	森林・林業基本法に基づく政策財政の充実に関する意見書(秋田県仙南村議会(第三〇二六六号)) WT0多角的貿易交渉の農業分野で日本提案の実現に関する意見書(鳥根県鹿島町議会(第三〇二七七号)) WT0農業交渉で日本提案の実現に関する意見書(鳥根県津和野町議会(第三〇二八八号)) WT0農業交渉で新しい貿易ルールに関する意見書(香川県豊浜町議会(第三〇二九九号)) WT0(世界貿易機関)次期交渉に関する意見書(茨城県霞ヶ浦町議会(第三〇三〇〇号)) WT0(世界貿易機関)の次期交渉に関する意見書(埼玉県南村議会(第三〇三〇一五号))	本日、の会議に付した案件 政府参考人出席要求に関する件 参考人出席要求に関する件 農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(内閣提出第二二三号) 農林水産関係の基本施策に関する件(畜産問題等)

遠藤副大臣の強力なリーダーシップというものに、感心をいたしましたし、諸外国から比べますと、本当に、そういう先例があったとはいえず、ききまききばきき対応をしてこられたわけでございます。

肉骨粉の輸入及び使用禁止の問題、そして屠畜場で屠畜されるすべての牛に対してのBSE検査の問題、また、脳や脊髄等の特定危険部位は除去、焼却するという世界でも類を見ない画期的な体制を導入する等々、また予算に對しまして、昨年の十月に一千五百五十四億円の関連対策費を取りまとめる、そして、買い上げ等を内容とする雇用牛対策等、必要な対策を追加して実施し、十四年度当初予算を含めて総額約二千億の処置がなされた。

これは、財務省並びに多くの皆さん方の御協力があったとはいえず、この事態をかなり深刻に受けとめ、そして対応した農水省の努力、職員の皆さん方、特にまた遠藤副大臣におかれましては、本当に夜を徹して毎日毎日この問題に御尽力をいただいた、このように思うわけでございます。最初に、それを見ていた当時の政務官として、大臣、副大臣の努力を多量とした、このように思う次第でございます。

しかしながら、残念なことに、これだけの対策が講じられているにもかかわらず、牛肉の消費は依然として実は回復しておらないというのが現状であります。大臣もおっしゃっておられるように、安全な牛肉しか出回らない体制が構築されたわけでございますが、このような状況にあつてもなお消費が回復しないのは、牛肉の安全性そのものではなく何らかの二次的な要因があるのではないかと、このように私は思っているわけでございます。

御承知のとおり、雪印食品の事件それから食肉の偽装表示の問題等々、農産物全体に対するそういう不信感、不安感というものが消費者に蔓延してきているのではないかと、このように思っていますし、また各種メディアの取り上げ方も、大臣がい

つもおっしゃるように、一生懸命に、肉は安全です、消費をしてくだささい、食べてくだささいということをやっているが、その裏で、BSEのあのよたよたした牛が前面に映し出される。ああいう情景を見るにつけ、消費者の皆さん方も、政府を挙げてやっていることと裏腹な影響が醸し出されている。

こういうようなことで、私は、リスクが過大に報道されているというような気がしてならなかったわけでございますが、国民が漠然とした不安を抱いているというこの要因の中にメディアの問題もあるのではないかと、このように思っております。

牛肉の消費が回復しない原因は本当に何なのか、今後、消費の回復に向けてどのような対策を講じていかれるつもりなのか、武部大臣のお考え方をお聞きしたい、このように思います。

○武部国務大臣　ともに、大臣、副大臣、政務官として、岩永先生とはこのBSE問題に限らず一緒に仕事をさせていただいたということを取り返りまして、岩永先生の熱い思いというものを今改めて知らされた気がいたします。激励をいただきましてありがとうございます。

ただ、今先生御指摘のように、牛肉の消費が回復しないということが一番私も困難な問題だ、このように思っております。最大の要因は、やはりBSEに対する漠然とした不安感というものがあつたらう、このように思っています、私どもも、安全と安心の間の距離をいかに埋めていくかということが一番大事なことでないかと。

総理からも、正確で科学的な情報を国民にきちんとお伝えするためのPR活動などに積極的に取り組むべきだという御指示もいただいているわけでございますが、具体的には、お話のとおり、BSE全頭検査の実施によりまして、屠畜場からは安全を証明した牛以外は一切出回らないシステムが構築されているのでございますが、このことをやはり着実に消費者の皆さん方にお伝えしていくということが必要でありまして、そのためのシン

ボジウムの開催でありますとか、影響力が大きいマスメディアの皆さん方の御協力をいただくことができるようにも積極的に努力している所存でございます。

また、三月十八日からは、遠藤、野間両副大臣、また宮腰、岩永両政務官が全都道府県を回りまして、順次、知事さんにも、これまでの協力のお礼と、それから今後具体的にお願いをしなければならぬことなどについて強力にお願いをしているところでございます。

学校給食も、ひとところ六割ぐらいの自給でありましたが、今は一七％になっております。また、いろいろ文部科学省の話なども伺いますと、新年度に入ったら自給解除が一気に進むのではないかと、というようなお話を伺っております、さらにそういうことも努力したいと思っております。

いずれにいたしましても、消費拡大ということが喫緊の課題でございます。今後、国民的なキャンペーンを展開していくということも含めまして、民間ボランティア組織の育成への支援、民間からの公募によるPR企画の推進など、民間の活力を利用して引き続きPR活動に全力を尽くしてまいりたい、このように思っている次第でございます。

ただ、やはりポイントになるのは、食品の安全問題でございます。このことにつきましては、今、第三者検討委員会におきまして、畜産・食品衛生行政の一元的なあり方ということについて私ども提言を求めているわけでございますが、総理からも、食品の安全についての行政組織の対応ということについても御指示をいただいておりますので、今積極的に、これをどうしていくかということについても私ども真剣に検討している最中でございまして、これからまたいろいろ御指導を賜りたいと思っております。

○岩永委員　生産者にいたしましても、食肉を扱う業者、流通、すべて大変な環境にあるわけでございまして、御尽力のほど、よろしくお願いしたいと思っております。

次に、ここに、交雑種の子牛の取引価格、枝肉価格、小売価格のBSE発生前と今の、ずつと推移がグラフに示されているわけでございまして、これを見ますと、約三分の一ぐらいに実は枝肉の価格が落ちていっているわけですね。しかし、消費者に渡る価格がほとんど落ちていない。こういうことで、生産者の方の御苦勞、厳しさ、それから、普通だったら、どんな野菜にしろ、ほかの物価にしろ、その生産価格が落ちると今度は消費者価格も落ちるというふうなことで、私が、我が国の肉の小売価格は実態がどういふような状況になっているか。まあ実態は大体わかりますので、小売価格と卸売価格と連動して安くして消費拡大につなげるというふうなことができないかということ。

それともう一つ、特にイギリス、フランス、それからドイツあたりの状況を見てまいりますと、一応安定してきたとはいえ、肉の価格は今でも、イギリスで七二％、フランスで二五％から三〇％の下落、それからドイツで、これも約二五％から三五％ぐらいの暴落の状況の中でずつと推移をしているというところでございますが、そこあたりに対する農水省としての対応について伺いたい、このように思います。ちよつと時間がございますので、簡単にお願いたします。

○武部国務大臣　小売価格が低下していない実態を事務方に指示して調べさせたのでございまして、大手チェーンストア数社からのヒアリングでありますが、現在の小売価格は、BSE発生前と比較いたしますと、平均で三割程度下がっているとの報告を受けているわけでありますけれども、私も、この小売価格と卸売価格の関係がどのようになっているのかというこの実態をさらに調査すべきだということを指示しております。

私が聞いた焼き肉屋さんの話では、焼き肉の値段は下げないけれども、そのかわりワインを一本つけているんだ、そういうふうなことでお客さんを少しでも呼び寄せよう、そういう努力をしてい

るということを直接聞きました。

いろいろあるんだろと思いますが、卸売価格の低下が小売価格により反映されることは、牛肉消費拡大に大きな効果があるものとも考えますので、消費拡大キャンペーンの中で小売店の特売等を誘導し、牛肉の消費拡大につなげるように、こういったことについても最大限努力してまいりたいと考えております。

○岩永委員 次に、食の安全について、大臣は今までかなりの決意を示されているわけですが、特に緊急を要するのは、トレーサビリティシステムがそれぞれの食品にできるだけ早く、そしてできるだけすばやく導入されたい、このように思うわけですが、導入されたい、これについてどういような御対応をしておられるかということをお聞きしたいと思います。

○武部国務大臣 先生御案内のとおり、今年度中に牛の個体識別システムというものを導入することにしております。まだ全部耳標が装着されておられません、これらも順次全頭に装着されることになるだろう、こう思っております。

今お話しのとおり、消費者がみずから食品の生産方法等に関する情報を引き出すこと、これが一番安心して食品を購入していただく要件でございます。いわゆる生産と消費の間に顔の見える関係というものをきちんと構築していくことが大事でありますし、こういったトレーサビリティを導入することによりまして、食品事故が発生した場合にも、その原因の究明を容易にすることもできるわけでありまして、やはり最終的には農場から食卓までの過程を明らかにすることが大事でありますので、私はその導入を図るべく指示をしております。

現在、特に牛肉については二月二十一日に実証試験を開始いたしました。さらにまた、先生御指摘のように、米、野菜や茶飲料等の加工食品についても、同様のシステムの開発と実証試験に取り組んでいくところであります、順次早期に実現化を図られるように努めてまいりたい、このよう

に思います。

以上のような食品の生産履歴等の情報を消費者に正確に伝える仕組みについては、食品表示制度の改善強化のための見直しの中で、制度化を図るべく今検討をいたしているところでございます。

○岩永委員 ひとつ速やかに、すべての農産品に對して対応でき、消費者が安心できますように、スピードを上げて御対応いただきたいと思ひます。

最後に、最近、このBSEの問題から食品安全庁をつくってはどうかという議論がございますし、特に、厚労と農水の食に対する一元化の問題が出てくるわけがございます。

ヨーロッパあたりでも、食品についてのリスクを科学的に評価する独立した行政組織を創設している。これによって食品行政に対する消費の信頼を回復した事例も見られます。特に、私、FAOの総会に行きまして、ドイツの農水大臣とバイ会談をやったときに、大変、ドイツは消費者保護として食品それから農業省という形の中で、完全に一元化した新たな体制をとっておられるわけでございます。

リスク管理部門を明確に評価部門と分離するというような準備も最近進められているというような話を聞くわけでございます。食品供給行政、そして食品衛生行政、そして食品公正取引行政、こういったものを一元化すべきだ、私はこのように思っているわけでございますが、大臣としてこのことについてどう対応しようと思われているのか。

特に、小泉総理も、食の安全と安心の確立に向けて政府を挙げて取り組む、このようにおっしゃっておられるわけでございますが、具体的な道筋というのが実はまだ見えないわけでございますので、農水大臣としてはどういう作業をどこにどのように依頼をしていくのか。

また、行革で一府十二省庁になったわけですが、こういう問題が出てきたときに、では、内閣府がこれに対する検討をするのか、それとも行革担当大臣がこのことに対して検討していくのか、

そこあたりの道筋が見えないのと、武部大臣としては総理に對して具体的などういう要請をしておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○武部国務大臣 BSE問題等に関連しまして、食に関するさまざまな問題が顕在化している今こそ、今後の農林水産行政のあり方というのは、生産者サイドから消費者サイドに軸足を大きく移して、食の安全と安心の確保に向けた改革に真剣に取り組む必要がある、私はこう思っております。そのことが食料の自給率や生産者にとっても大事なことで、こう思っております。今欧米の話もございましたが、やはりリスクアナリシスといいますが、リスク分析に力が注がれているということに大いに学ばべきでありますし、我が国においてもリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの三つをどう組み合わせいくかということが非常に重要な問題だ、このように考えております。

このために、私どもがBSE問題に関する調査検討委員会の設置を強く、当初事務方が抵抗したのにもこれを設置したということは、やはり畜産・食品衛生行政の一元的なあり方ということは何よりも必要だ、食の安全ということについてどういうシステムをつくっていくべきなのかということ、これがやはり決め手になる、こう思っています。今も大詰めの御議論をいただき、四月二日には提言をいただけることになっているわけでございますので、与党でも御検討いただいていると思ひますが、そういった提言をいただきまして、先生御指摘のような総合的な行政組織の問題を含めまして、抜本的な食の安全と安心を確保する行政対応システムづくりにつきまして真剣に今後取り組んでまいりたい、かように決意を新たにしている次第でございます。

○岩永委員 どうもありがとうございます。大臣、大変厳しい環境のときではございますが、勇気と決断と武部大臣の持ち味を生かしてさらなる御健闘、御活躍をお祈りしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○鉢呂委員長

これにて岩永一君の質疑は終了いたしました。

次に、川内博史君。

○川内委員 おはようございます。川内と申します。大臣、きょうはよろしくお願ひを申し上げます。

実は、私が政治の世界に志を立てていたころ、初めてお会いした政治家というのが、青年代議士であられた武部勤先生でありまして、もう大臣は覚えていらっしゃると思うんですが、ほんのちっちゃな集まりにお伺いをして、私も、当時サラーマンでありましたけれども、なけなしの私のポケットマネーを献金させていただきましたこと、ございまして、そういう意味では大臣の御活躍をだれよりも願っている一人であるというふうに私は自負をしております。

前に差しかえで質問をさせていただいて、家畜のふん尿処理の問題とかはずっと取り組ませていただいていたんですけれども、きょうは農水委員として初めて私もこの席に立たせていただきますし、一時間、時間をちょうだいしています。私も演説好きでありますし、大臣も演説好きでいらつしやいますので、お互いに演説合戦をさせていただきますたいというふうには考えております。

まず、初めての農水委員、正式な農水委員のメンバーとしての私の質疑でありますので、私自身の農業に関する基本的な認識等から始めさせていただきます。

我が国というのは、有史以来、農業を中心に国づくりをしてきた。あらゆる祭りも農業にその起源を持つていくわけでありまして、すなわち農業こそがこの国の根幹であり、基本であるというふうに私は考えております。

したがって、今、BSEの問題もそうですけれども、数々のこの社会、家族の崩壊とか学校での校内暴力とか、そしてまた数々の政治に関する腐敗、疑惑、一体この国はどうなってしまうんだらうということをとくさんの方々が思っているらう

しゃるわけですけども、その根源というのは実は、農業が崩壊しかかっているところにあるから社会の崩壊の原因を求めなければならぬのではないかと、私は考えております。

今回のBSEの調査検討委員会の論議の資料等を見させていただいておりまして、消費者のサイドに立った行政とか消費者重視の政策をということで、生産者と消費者を対比して考えているわけですね。ところが、私は、農業に関する限りは、生産者と消費者を対比させるというのは適当ではない、その生産者と消費者という言葉自体がもう既に経済の法則とか市場マーケットの言葉であって、農業というのは経済の分野ではないんだ、日本においては農業というのは、経済の分野ではなく、日本の国そのものであるというように、どこから発想をしていかなければならぬのではないかと、私は思っているわけであります。

そういう意味では、金融機関が三月危機とか何と言われて、まあ、三月危機は乗り切ったと言われているわけですけども、私はあえて申し上げさせていただければ、金融機関がどれだけつぶれても日本の社会はつぶれることはないと思っております。したがって、公的資金を金融機関に入れることはほとんど意味がないと思っております。けれども、日本の社会が本当の意味でつぶれるとしたら、それは農業がだめになったときだと思っております。それくらい日本の社会にとって、あるいは日本という国にとって農業というのは、国そのものだ。

それはなぜかという、数々の議論の中に、欧米ではという言葉もよく出てくるわけですが、欧米ではと、ところが、欧米の国々というのは、もとも狩猟、畑作を中心として民族の歴史をつくってきた国々であって、この場所で獲物がなくなったら、あるいは作物がなくなったら、次の場所に民族大移動をしてまたその地域で生活する、もといたところは荒れ果てた土地になるというところで、どんどん砂漠をつくってきているわけ

です。

ところが、日本という国は定住農耕民族で、一つの土地で、その土地を耕しながら、しっかりとその土地の地力というものを保持しながら、作物をつくり、お祭りをし、営々として民族の歴史を積み上げてきたというのが私たちの民族の歴史であって、そういう意味では、欧米ではこうしているから日本もこうするということも、これもまた考え方としてちよつと違う考え方になるのではないかと、私は思っているわけですが、金融というものは、欧米の社会から持ち込まれた考え方でありまして、これは日本の社会には根源的には結びついていない。したがって、日本の社会がもし崩壊するとならば、それは農業が崩壊したときだ。

食料・農業・農村基本法に基づく方針案の中では、食料の自給率を十年後に四五%にしますとか、あるいはその四五%を確保するために四百七十万ヘクタールを確保しますとか、そういう方針が示されているわけですけども、現状の農政の方針であれば農業の真の意味の回復というのはないのではないかと、私は非常に強く私は持っております。

改革は必要ですけども、私は、そういう意味では、真の構造改革とは何だろうかということ考えたときに、日本を農業国にする、もう一度農業国にするんだということが真の構造を変える改革だ。今までの、経済、経済、金、金、金の第二次世界大戦以降の社会ではなくて、もう一度日本を農業国にするということが真の構造改革だ。二十世紀の日本がこんな国になるんですよということを最もわかりやすく国民の皆様方に伝えるメッセージだということに私は考えているわけなんです。ですからこそ、農水委員会を希望して、ことしから農水委員になっていくわけなんです。

私のふるさとである薩摩は、四百五十年前にフランススコ・ザビエルという人が初めて日本では薩摩の地に上陸をして、薩摩から京都に行き、そしてローマ法王庁に手紙を書いたわけですよ。

日本の国の人々というのは、大変勤勉で、一生懸命に仕事をし、そして人情味も豊かです。しかし民族だ、だから欧米の国々が日本を侵略するよなことをしてはならないという手紙をローマ法王庁に書き送った、だからこそ、日本という国は侵略を免れたんだというふうに私はちっちゃいころ小学校の先生に習った記憶があるわけなんです。

日本国憲法に書いてある、世界の国々から尊敬される国になりたい、その尊敬される国というのは、実は、日本が昔ながらの姿に戻ることだ、私は思うのです。外務省の役人が高いワインを飲んで何か偉そうに外交交渉をすることが世界の国々から尊敬されることでは決してない。たとえはるを着ていても、たとえ貧しい生活をしていても、日本という国はこんな国なんだということをも身をもって体現していくことが日本国柄というものを世界に示すことになるんだらうというふうに私は思っております。

そういう意味で、農業というものが日本の中心だということをもう一度しっかりと国民の認識の中に据える、農業で食っていくということを中心にしなければならぬというふうに私は思っているのです。けれども、二十世紀の農業が日本の国の形の中でどう位置づけられるべきかということについて、まず、武部大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○武部国務大臣 川内先生との出会いのことは、今ももうきのうのように思い出します。私の大学の時代の同級生の坪井君からも先日メールが来ました。今、先生からパーティーの券を買っていただいたというお話も思い出しました。また、先生の御親族の方の結婚式に何でもいっから来ていられまして、私はお祝いを持っていってつもらいながら、後で、いや、こっちは強制的に呼んだんだから祝いは要らないといって返されたこともきのうのように思い出されて、今お互い政治家として党派の違うところで議論をなさながら、私と川内先生の場合にはちよつと異質であって、早くまた一緒に同じ気持ちで政治の仕事ができるようになればいいな、こう思いました。

それは、これまでの経緯だけじゃありません。先生は薩摩の御出身だと伺いましたが、私は、北海道の流水に閉ざされるオホソクの地で育ったわけでありまして。ですから、生まれながらにして周囲は大地であり山であり海なんです。ですから、自然の恵みに感謝する気持ち、自然の脅威を恐れる謙虚な気持ち、これは生まれながらにして身につけてきた、こう思っています。このことについては、自分の育ってきた環境に何よりもありがたいて思っています。

しかも、我が国のことを考えますと、三分の二が急峻な山国ですね。私は、今BSEと花粉症の挟み打ちで苦労しているわけですが、この間ちよつと調べましたら、八世紀半のころ、柿本人麻呂が

古の人の植えけむ杉が枝に霞たなびく春は来ぬらし

という歌をつくって、これは当時から、杉の枝に、「霞たなびく」というのは花粉が飛んでいる、ああ、きつと春が来たに違いない、人々がそういう思いを持って春の訪れを楽しんだということだろうと思うのですが、同時に、その当時から木を植えていたんですね。木を切ったら、今度はそこにまた木を植えていく。そういう日本文化といえますか、そういう自然から教えられる我々日本民族のライフスタイルとか、そういったものは今やはり原点に返って見直さなくちゃいけない、こう思っております。

そこで、私は、食料の安定供給と美しい国づくりという表裏を掲げて武部私案を出しまして、それに基づきまして、ことしのお正月のあいさつ文には「食」と「農」と「美」の国づくりに向けて」というふうになりました。

しかし、実際問題、地球温暖化の影響を受けまして、毎年五百万ヘクタール以上の土地が砂漠化しているんですね。これは、一分間に後楽園球場七個ぐらい砂漠化しているんです。今六十億の民

がおりますけれども、それでも八億人が栄養失調だと言われています。これが五十年すると九十億を超える。こういうときに、我が国が今食料自給率四〇％ということで、将来を考えますと、この食料の自給の逼迫というものは、もともととても困難なことになってくるんじゃないかと思うわけでございます。

そういう意味で、やはり食料の安定供給ということも必要でありましょうし、私も、田舎にありまして、都市の皆さん方との間に、たまには、私たちの税金を何であたたちの北海道のあんな人の住んでいない、クマが交通事故になるようなところにつきまなくちやいないのという厳しいお話もあります。しかし、おいしい水、きれいな空気、美しい自然というものは、都市に住んでいる人々にとってもあがれだと思えます。これは、過去においては無い物ねだりだったかも知れませんが、今ならそれは可能だと思います。

ですから、二十一世紀の農業の位置づけというのは、やはり農業の多面的な機能とか食料の安全保障というような観点から、これは今お話しした経済原則だけじゃなくて、しかし、私は経済発展というものも大事だと思います。市場原理に基づく競争政策というものも今大事なんだろうと思えます。しかし同時に、公共原理に基づく共生政策というものがあっていいんじゃないかと思うのです。そして、都市と農山漁村がお互いに共生、対流する関係、そういうものをしっかりとつくりたい。

しかし、それはどうしたらつくれるかという現実の問題を考えますと、今アンケートをとりますと、食の安全ということが、あなたはどういうことで食品を買いますかといったら、かつては安いということが一番だったわけです。今は安全ということなんです。

そういうことを考えますと、やはり消費者サイドに軸足を置いて、そして消費者の皆さん方が求めるものを供給していく。そのことが自給率の向上にもつながる。そして消費者と生産者が顔の見

える関係を構築していく。そして都市と農山漁村に住んでいる人々が絶えず行ったり来たりできる。そしてそこに、時代は変われども日本民族の心といえますか、あるいは日本文化の発祥といふものをもう一度見直して、やはり、単に食料というものは我々の生活の糧だけじゃなくて、自然界の一員である、仲間だという意識で私はこの農政というものを進めていきたい、食と農の一体、食と農と美の国づくりということで取り組んでまいりたいと思います。

いつもBSE問題で相当厳しい追及を受けている間柄でございます。今先生からの熱い農に対する思いを聞かせていただきまして、非常にきょうは感動この上ない気持ちで聞かせていただいた次第でございますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○川内委員 ありがとうございます。

私も、市場原理を全く無視した中に農業を位置づけるというような無謀なことは考えていないんですけれども、ただ、大規模経営にして規模の利益で日本の農業もやっていくというようなことにしてしまうと、それは本場の意味の日本の農業ではない。じいちゃん、ばあちゃん、父ちゃん、母ちゃん、僕と私で、家族で経営する、小さいながらも、小規模ながらも経営していく、それが日本の社会の本場の構成の単位だ、社会を構成する基礎の単位だということで、そういう小規模零細な農家がやっていけるようなサポートを私たちがしていくということが必要なのではないかというふうに考えているわけでございます。

次に、私も食品安全庁のことについてちょっとお聞きしようと思ったんですけれども、先ほど岩永先生がお尋ねになりましたので、その次の通告の問題に行かせていただきたいと思います。すけれども、食品安全庁をもしつくるにしてもつくらないとしても、とにかく食に対する消費者の安全と安心を求めるそのニーズをしっかりと満たしていくということは必要なことでしょう。

飯が出るわけですよ。不景気だ不景気だ、こんな景気が悪いと言いがら、毎晩東京だけで一千万人分の残飯が出ている今の状況、今日の日本を取り巻いている状況を考えると、私は、食の安全も大事だけれども、もともと根本的なところで、先ほど大臣がおっしゃったように、都市と農村との交流、そしてつくられる作物あるいは畜産物というものがどれだけのありたいものであるかということ、やはり国民の皆さんに認識をしていただいて、それこそかみしめていただいで食べていただく。それがやはり、制度や法律で安心を保障するより何よりの安心、安全の保障になると思うんですね。

先日、農水省さんで重大改革というのを発表されて、スーパーやレストランで職員を研修させるというようにことが発表されたんですけれども、私は、重大と、大と、大きいという字がつく割には、スーパーやレストランで研修をさせるというのは余りにもせこいんじゃないか。それはなぜかという、もともと大きな構想を持っていたかというと思うわけですね。

私が逆提案をさせていただいたんですけれども、農水省の職員の方々は、やはり農業を実地にやるべきだと思っております。田んぼをつくり、畑をつくり、そしてまた牛を飼い、豚を飼い、鶏を飼う。牛や豚のふん尿の始末を毎日すれば、いかにこれが大変なことかということがおわかりになられると思うし、田んぼをつくれれば、化学肥料を使うことがどれだけの怖いことかということもおわかりになられると思う。畑も同様です。

私がこういうことを言うと、よく、いや、うちは実家が農業で、私もちっちゃいころはやっていましたとか言う人は多いんですよ。これは、与野党問わず政治家もそういうことを言う人はいっぱいいます。だけれども、なりわいとして何年間かそれを毎日やるというのと家が農業だというのは、もう全然違う。

家が商売をやっている、自分が商売をやっている、商売の厳しさなんというのはわからない

わけですから、やはり、農水省のエリートであればあるほど、入省して三年間か五年間ぐらいは農業をやっていたかというふうな思いがありますし、また私は、文部科学省と御相談をいたしたい、小中学生にも農業体験、農業の実習というものをしていたかのようにしていただきたい。そして、実際に農の現場で、これからの農政を担うお役所の皆さんと小中学生が出会う。それで農業について語り合う。それが日本の社会というものを、子供たちが大きくなったときに、農業は大事なんだ、あのときにあの田んぼと一緒に耕したおじさんが言っていた、そのおじさんが今は偉くなつてテレビに出て農業のことを語っている、そういうような状況というものを語り出していくことが、日本の本場の意味の改革だというふうに私は思っています。

大臣、今の、スーパーやレストランで研修をさせるんじゃないで実際に農業をさせる、やっていただく。それと、小中学生に農業体験をしていただくというようにことに関心していかお考えになられるか、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。

○武部国務大臣 農林水産省は、入省した若い職員を農村に派遣して、ちょっと見えなくなりましたけれども、大村理事は、私の出身地斜里町の峰浜というところの藤盛さんというお宅、私の後援会長ですが、そこに一月滞在、一年だったかな、滞在して一緒に農業をやったという人で、まさに藤盛さんは、うちでこき使った大村君が今国会議員をやっているんでびっくりしたと言っているんですけれども、そういうケースはたくさんあるんです。

先生の言わんとする意味はよくわかります。私も、今度のは、重大改革というよりも、情報戦略タスクフォースというのをつくりまして、農林水産省が情報の受発信について非常に幼稚であるといえますか、安全の問題についても、私のことも含めましてですけれども、全頭検査体制になったから安全だと言う程度ならだれでもできるわけ

です。

やはり、科学的にきちんと説明するとか、こういうことを発表することについては下手をすることという誤解も招くとか、そういったことをきちっと整理してやるような、いわばコミュニケーション、私も、ことしのキーワードをコミュニケーションとして、農林水産省のキーワードをコミュニケーションだ、省内のコミュニケーション、上司と部下のコミュニケーション、それから生産者とのコミュニケーション、消費者とのコミュニケーション、それから立法府とのコミュニケーション、与党とのコミュニケーション、そういうようなことをキーワードにしているわけでありますが、そのコミュニケーションのとり方ということが余り上手じゃないんですね。

それで、特に消費者の考え方ということについて、そういうお店とか焼き肉屋さんとか量販店でありますとか、そういったところへ行つて、礼儀作法を学んでくるといふことではないんです。やはり、消費者の本当の深層心理まで知るような、そういう努力をしないと、消費者サイドに軸足を置いて、結果的にそれが生産者のためにもなる農林水産省にしていくなだといふときに、やはりそういう実態をきちっと知らなくちゃいけない。生産者のことについてはいろいろ研修制度があるわけですね。

それともう一つ、今先生のお話を聞いてそのとおりだなと思うのは、最近、スローフードなんというのがあります。また、我々はスローフードというのがあるっていいんじゃないかと思っております。今まで、食といえは命と健康を守るため、こういうことがすぐ出てきますけれども、知育、徳育、体育に、食品ジャーナリストの砂田さんという人は、食育という言葉を使っているんですね。知育、徳育、体育、食育、私は、これは本当に大事なことです。もう離乳食を食べるころからアメリカあたりではそういうことをやっているそうです。

つまり、食文化ですね。食べ物を通じて文化を

知るといいますか、そういうふうな考え方では、おいしい水、きれいな空気、美しい自然と今一言で申し上げておきますけれども、おいしい水というのはどうしてつくられるのか、きれいな空気は、美しい自然は。それで、山には山菜とかなるとか、どういうふうにして、生物多様性という中で、何でもこのごろ出てくるのか、シカが出てくるのか、クマが出てくるのかとありますね。やはり、そういう生物多様性というのは農業の基礎になつていっていると思うんです。そういうことを我々はしっかりと承知した上で農政ということが必要なんじゃないかな、こう思っています。今先生のお話からちよつと思いついてあえて申し上げたわけでありますが、そのことは人間にとつて不可欠なことなんです。ですから、もう子供たちの時代から、メダカの学校じゃありませんけれども、そういうようなことでありますとか、生物多様性、その中で人間も生きていくんだというようなことを自然と学ばせていくような、そういうことが大事であり、農林水産省としても、文科科学省と連携して、その分野というものはこれから非常に大きくなるんじゃないか。

そこで、私は、都市と農山村の共生、対流といふことで村づくり新プランというものを掲げているのは、一つはそういう背景があるといふことを御理解いただきたいと思ひます。

○川内委員　まさしく今大臣がおっしゃるように、メダカも今、環境省の出しているレッドデータブックでは絶滅危惧種の一種になっているわけでありまして、私たちが子供のころは、メダカなんという、もう小川にうじゃうじゃいたわけですから、たつた何十年かの間に、もう絶滅が心配をされるというふうなことになる。本間に、自然というものを食ひ散らかして私たちは生きてきたんでしようけれども、そろそろ自然との共生を考へる。そういう中で農業というものを中心産業に位置づけていく。しかも、それは大規模経営ではなくて、化学肥料や何かをいっぱい使う農業ではなくて、本間に自然の中で、自然

の恵みとして作物をちよだいするといふような農業に変えていく。変えていかなければ、人類そのものの存続が危ぶまれる時期に私は来ているといふふうに思つておられます。農水省さんには、ぜひともこれから環境省や文科科学省を巻き込んでいただいて、しっかりと頑張つていただきたいなというふうに思つておられますので、最初三十五分間使ひまして、私の農政に対する基本的な考え方をちよつと大臣と議論をさせていただきまして。

さて、きょうは畜産のことについて質疑をせよといふことでございますので、今ちよつと、きょうとあした、きのうときょうですか、畜産あるいは酪農に関するさまざまな価格が決定をしているようでございますので、その点について幾つか残りの時間質疑をさせていただきたいんですが、幾つかといつても十個ぐらいありますので、素早くやらせていただきたいと思います。

食肉価格や加工原料乳生産者補給金、この算定に当たっては、BSE問題が発生をし、畜産、酪農を取り巻く環境といふものが大きく変化をした、激変をした。その価格の決定に当たっては、その環境の変化を考慮するといふふうなレクチャーをしていただきましたけれども、具体的に、審議会のメンバーの構成を変えたりとか、あるいは新しい仕組みをつくつて、その価格についての諮問案をつくつたりとかはされてはいないと思ひます。

例年の年中行事的な扱いで、例年のやり方を踏襲して、そしてまたほんの少し環境の変化を考慮したといふことでは、本間に変わったのかなという疑問を持たざるを得ないといふふうに思つていのですけれども、この点についてはいかがお考えになられるか、御説明をいただきたいと思ひます。

○梅津政府参考人　お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、本年の価格の背景として、昨年九月発生しましたBSEというものが大きいバックグラウンドとしてあるわけでございます。

すけれども、これは発生以来、BSE関連のつなぎ資金ですとか、あるいはBSEマル緊といった各種の経営支援対策を実施してきております。

一方、畜産物価格につきましては、法令に沿つて算定の仕組み上反映されるものは、ルールに沿つて反映させていくということで算定を行つております。例えば食肉価格につきましては、算定上、直近の物価動向を反映させることとなつておりまして、こういったことを通じて、BSEの影響が一定程度反映されているといふふうに考えております。

今委員から、審議会のメンバーの点もございましたけれども、畜産価格を審議する食料・農業・農村審議会の委員は、消費者、生産者、あるいは流通関係者、研究者等々、非常に多様な方々がメンバーになつておりますので、そこで非常に幅広い観点から御議論をいただいて、適切な御答申をいただけるものと考えております。

○川内委員　ただ、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格及び合理化目標価格については価格が据え置きになつたといふふうな理解をしておりますが、結果としてこのようになつたことについて、その審議会での検討経過、どのような意見が出されたのかといふことについてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○梅津政府参考人　肉用子牛につきましては、保証基準価格は、これは飼料費等の上昇は上乗要素となつて、総体として前年同額となつております。合目価格につきましては、生産性の向上は上乗要素でございますけれども、輸入牛肉価格の低下が下乗要素となつて、総体として前年同額となっております。

審議会におきましては、直接、子牛の価格あるいは繁殖農家経営のほか、表示の改善ですとか、あるいはトレーサビリティ、飼料基盤の確保等々、非常に幅広い御議論をいただいた上で、現下の生産条件、需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方の方で決める

ことにやむを得ないとの答申をいただいたところでございます。

○川内委員 今回の畜産、酪農価格の算定について、その基本理念、今回はこういうことで価格を、まあ審議会が決めたわけですから、農水省さんとしては、それは審議会の委員の方々のお決めになされたことなんですということなんでしょうけれども、しかし、諮問案をつくるのは農水省ですから、その諮問案をおつくりになられるに当たって、原案どおり審議会では決定をされたわけでありまして、日々御苦労をされていらっしゃる生産者の方々に對して、今回はこういうことで価格を諮問させていただいたという理念を、哲学をちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○梅津政府参考人 先ほど来御指摘のとおり、BSEの発生という状況のもとでの算定でございますけれども、BSEの影響は基本的にはBSE対策で対応することとしたしまして、一方、その中で、価格の算定に反映されるものはルールに従ってきちんと反映する、そういうことを通じまして、加工原料乳、食肉、肉用子牛価格を通じて生産を確保するというを旨として算定いたしましたところでございます。

○川内委員 肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格及び合理化目標価格で、黒毛和種とその他の価格が平成四年度までは同価格であった、五年度から双方の価格に差を設けたというのは、これはどういう事情でそのようにされたんでしょうか。

○梅津政府参考人 委員の御指摘は、黒毛和種と褐毛和種の保証基準価格、合目の差を設けた点だと思ひます。

褐毛和種につきましては、平成二年以前は子牛価格が黒毛和種とはほぼ同水準でございまして、同じ変動を示しておりましたので同一の品種区分としてまいりましたが、平成二年以降黒毛との価格差が拡大して、平成四年度には褐毛が二十五万円台まで低下したわけでございます。

こうしたことから、黒毛と褐毛を同一区分とは

みなし得なくなつたということで、平成五年度から、黒毛和種と褐毛和種を分離して、それぞれについて保証基準価格と合理化目標価格を設定することとしたものでございます。

○川内委員 それでは、乳用種と交雑種の保証基準価格、合理化目標価格が平成十一年度まで同価格であったのに、十二年度から双方の価格に差を設けたのも同じような事情によるのでしょうか。

○梅津政府参考人 委員御指摘のとおり、従前、乳用種と交雑種、いわゆるF₁は、同一の区分、肉専用種以外の品種ということで扱ってまいりました。乳用種と交雑種に對して同額の補給金が交付されておつたわけでございますけれども、近年、交雑種の飼養頭数が増加いたしましたので、あわせて、乳用種と交雑種の子牛価格の格差が非常に拡大、定着してまいりました。生産コストにおいても差異が見られているところでございます。

こうした実態を踏まえまして、乳用種の雌牛の確保とこの制度のより適正な運用を図るために、平成十二年度から乳用種といわゆるF₁を分離したものでございます。

○川内委員 廃用牛やぬれ子牛の価格の暴落などから牛乳の生産コストというのは大きくふえているわけでありまして、本日決定された加工原料乳生産者補給金、前年度が十四円三十銭、きょう決まったのが十一円というふうな七十銭上乗せをされたというふうにお聞きをしておりますけれども、今回、キロ当たり十四円三十銭から十一円に七十銭上積みをしたということの理由、そしてまた、限度数量を二百二十万トンとお決めになられた、これらのことについてその理由を御説明いただきたいというふうに思ひます。

○梅津政府参考人 平成十四年度の加工原料乳生産者補給金単価につきましては、いわゆる過去三年の生産コストの変動率をもとにして、変動率方式を基本として試算した結果、前年度単価に對してプラス七十銭となるキロ当たり十一円として今諮問したところでございます。

それから、限度数量につきましては、近年の生産事情あるいは来年度の牛乳・乳製品の需給動向を踏まえて二百二十万トンと諮問させていただいたところでございます。

算定に当たりましては、直近の物価動向を反映させるとともに、BSEの発生に伴う乳廃牛あるいはぬれ子価格の低下等を適切に織り込んで試算を行ったところでございます。

○川内委員 そしてまた、二十九日には畜産、酪農の関連対策が決定をされるというふうな聞いております。先ほどから再三出ておりますけれども、BSE問題による経営の直撃というこの厳しい状況にかんがみれば、我が国の畜産、酪農基盤の存続そのものが今危うい状態になつているところであります。今回のこの二十九日の対策というのは、非常に重要な、重い重い意味を持つというふうな思ひます。

調査検討委員会が、BSEの発生について、行政の責任は、農水省の責任は重いというふうな非常に厳しく指摘をされているわけでありましてけれども、その指摘を踏まえるならば、畜産、酪農家の方たちに対してもっとも大きなサポートをしなければならぬというふうに私は考えております。

二十九日にどのようなメニューが提示をされるのかあるいはされなければならぬのか、どのような対策が盛り込まれる方向なのかあるいは盛り込むおつもりなのかということをお尋ねさせていただきます。

○梅津政府参考人 BSEの発生以降、生産農家の皆様の経営の安定を図るために、いわゆるBSEにつき資金の措置あるいはBSEマル緊対策等を創設しまして、これを着実に実施してまいりました。例えば二月份につきましては、一頭当たり、肉専用種で二十一万一千七百円、F₁で二十三万四千円、乳用種で十七万七千円の補てん金の支払いを三月二十六日から開始しております。

来年度でございますけれども、今続けておりますBSEマル緊事業の継続、それから肉用子牛生産者補給金、子牛生産拡大奨励金、それからい

ゆる通常マル緊、こういった事業に、現在は四半期ごとの支払いでございますけれども、これを、月別支払いの仕組みを導入することを今考えております。

あわせて、BSEの影響の長期化に對応しまして、新たな運転資金の創設、さらに、消費拡大の対策の充実、あわせて、本年度構築する牛の個体識別システムの活用といった取り組みを充実するということを現在考えておるところでございます。

○川内委員 私の地元は、肉牛は日本一です、豚、鶏も日本一でありますから、畜産、酪農に従事していらっしゃる方々が、まあ酪農は余りないわけですが、とにかく畜産県でありますから、物すごい打撃を皆さんこうむつていらっしゃるわけですね。この前、私が、ある牧場に行きまして、若夫婦でした、若夫婦といつても三十代半ばですけれども、脱サラをして二年ぐらい前から牛を五十頭飼ひ始めた。そうしたら、こんな問題が起きて、本当に、借金もしているし、もうどうにもならないというふうな窮状をおっしゃつていらつしました。

それで、せっかく意欲を持って牛を飼おうというところで始められた方たちが、このBSEがなければ順調にいったはずなのに、これによつて大きな重圧に今さらされているという状況をお聞きしまして、今おっしゃられたような政策、全体としての政策ももちろん大事でしょうけれども、一戸一戸の農家の実情に應じたきめの細やかなサポートというものをぜひ体制としておとりのいたただけるようにお願いを申し上げておきたいというふうに思ひます。それぞれの農家、それぞれに事情がいろいろあると思ひますから、よろしく願ひします。

それとまた、廃用牛の買い上げ制度について、輸送費や屠畜料などの流通経費が高くなつて、国の示す買い上げ助成が目減りをして、結果として手取りが減つてしまつたという不満があるというふうにもお聞きをしておりますけれども、現在の廃

用牛の滞留数及び利用者にとって使い勝手のよい制度とするための運用改善へのお取り組みについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○梅津政府参考人 二月末現在のいわゆる廃用牛の滞留頭数は、五万八千頭と推定されております。

そこで、二月から実施しております廃用牛流通緊急推進事業でございますけれども、これは、廃用牛の流通を推進して滞留を解消するために、農協が実施する廃用牛の買い上げ、乳用牛四万円、肉用牛五万円、これに加えて、流通経費の助成を行うことになっております。

御指摘の流通経費につきましては、全国の流通コストの実態を調査しまして、助成金の単価は流通するエリアごとに設定しております。さらに、屠場における食肉処理加工促進のための助成金、あるいは事業主体団体の出荷調整助成金等も助成対象としておりますので、通常の出荷が行われれば、先ほど申しました肉用牛で五万円、乳用牛では四万円の農家手取りが確保されるものというふうに承知しております。

○川内委員 あと、へい死牛の死亡原因の確認についてお尋ねをさせていただきたいと思っておりますけれども、へい死牛の中にBSEの感染牛がある可能性を考えればこれを徹底すべきであるというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。また、その体制が整うのはいつごろになりますでしょうか。

○梅津政府参考人 農場段階におきましては、現在、全国百八十三カ所の家畜保健衛生所で、二千六十六名の獣医師職員が家畜伝染病の蔓延防止のための検査あるいは巡回指導を行っております。

農水省としては、今回のBSEの発生を踏まえて、サーベイランス体制を強化するというところで、先生御指摘の、最も感染の可能性の高いBSEを疑う症状、例えば中枢神経症状とか、そういったものを示す生きた牛、それから中枢神経症状を示して死亡した牛、これにつきましては全

頭、それから、統計的に感染牛を把握するために、二十四カ月齢以上の死亡牛については年間四千五百頭、これを対象としてBSEのエライザ検査を実施していただくところでございます。

現在、各都道府県、最低一カ所のエライザ検査のできる家畜保健衛生所の整備を進めているところでございまして、遅くとも明年度の半ばには、全県で少なくとも一カ所、エライザ検査のできる体制が整備されると考えております。

○川内委員 何よりも、情報を開示していく、リスクマネジメントが大事だと先ほど大臣もおっしゃいましたけれども、検査をして数字を公表し、何でも正直に言うていくことが信頼回復への第一歩になるというふうに思いますので、ぜひその体制を、今御答弁いただいた体制をなるべく早く整えていただけるように要望をしておきたいというふうに思います。

また、BSE問題を論じるときに忘れてはならない方の一人が、農水省の事務方のトップであった熊澤前事務次官であります。二十六日に行われた参議院予算委員会の集中審議で、小泉総理は、熊澤氏の参考人招致について、だれであろうと調査に必要ななら委員会で呼んでいいと思うという前向きな姿勢をお示しになられたようでありますが、大臣御自身は、熊澤氏の参考人招致ということに関して、政治家としてどのようにお考えになられるかというところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○武部国務大臣 参考人招致の件につきましては、これは院の権限でありますし、理事会等でお諮りいただいておりますことであらう、かように存じます。したがって、この点についてはコメントは差し控えていただきたい、かように思います。

○川内委員 総理は、呼んでいいと思う、委員会の決定に従うとか、そうしなくし定規におっしゃらずに、割と、いいんじゃないのというふうにおっしゃっていらつしやると思うんですけれども、大臣はあえてコメントはしないということでは

よろしいでしょうか。

○武部国務大臣 私もその予算委員会におりましたけれども、総理も、それは院がお決めになることだということでありまして、院がお決めになることについては、だれを招致されても、そのことについて自分としてやかく言うべきことではない、こういうふうには私は受け取りましたので、私も、そういう意味では、院で、理事会でお決めることについてとやかく言える立場ではないという意味のことを申し上げた所存でございます。

全を確保することだと言いつけてお仕事をされてきた。それで、ある程度の対策がとれた段階で、しかし農水省の責任というのに関しましてはしっかりと認める。おれがその責任を引き受ける、したがって辞任をするということ言えば、私は、もう武部勤は男だということに全国民がなる、それで一気に信頼も回復していくのではないかと。まあ、そうはならないかもしれないですけども、思うのですが、男武部勤の生き方として、ある程度の対応がとれたというこの段階で農水大臣を辞任する、責任をとって辞任をするというお考えはないかということをお最後に聞かせをいただきたいというふうに思います。

○川内委員 大臣、BSEの対策について、発生をさせたことについては大変な不手際があったというふうに思います。これは、農水省さんその責任というものを真摯に、謙虚に受けとめなければならぬと思います。

○武部国務大臣 極めて熱い激励をいただいた、このように感謝申し上げます。

それで、発生した後の対策のとり方については、私も一定の評価をいたします。次々にいろいろな対策をおとりいただいている。BSEの調査検討委員会の最終報告も間もなく出るというところで、大臣は、非常に口幅つたい言い方になりまして、やめる攻撃の中で頑張つて今までその対策をおとりになられたということでありまして、そういう意味では、そういう大臣の身の処し方について、私は、大変な圧力の中でお仕事をされていらつしやるなというのを感じております。

私がBSE発生当時痛切に感じたのは、なぜこのBSEが日本に侵入したんだろう、ゼロリスクということがこれは不可能だとしても、なぜきちっとした危機対応マニュアルが、厚生労働省でありますとか都道府県でありますとか農林水産省と一緒にとつていなかったんだろう、こういう思いを強くいたしました。これは構造的に行政上に問題がある、これは役人任せにできない、政治主導で執念を持ってこの解明に取り組んでいこう。

しかし、BSEを発生させてしまった農水省の責任というものを考えるときに、ある一定の対策をとって、調査検討委員会の最終報告が出る、大体万全の、万全とはいえないにしても、およそ考えられる限りの対策は打ったというところで、私は武部勤が待ったというところを見たわけではありません。昔のお待さんというのは、何か不始末があつたときにはみずから腹を切つておわびをした、それが大和魂だと思うのです。今も私はそうだと思うのです。今もそこが私はやはり国づくりに大事だと思うのです。

私に大事だと思ふのです。大臣は、おれは対策をとることが責任のとり方だ、おれの責任のとり方は対策をとって安心と安

安全問題に対する行政対応、組織も含めてどうすべきだ、どうすべきかということだと思ふのです。そういったことについても提言をいただけることになっていくわけでありまして、私は、今先生、もう大変な大手の真つただ中に立っていると思つております。ですから、この手術を、メスを投げ出して患者さんを見捨てるわけにはいかないという思いで取り組んでいるわけでありまして、執念を持ってこの与えられた職責を全うさせていただきます。

今、よくやっていると御評価をいただいた、かように存じますので、その上はひとつ私の腕を信じて、私の決意を支えてくださいまして、これを全うさせていただきたいということを申し上げたいと思ふのでございます。

○川内委員 終わります。

○鉢呂委員長 これにて川内博史君の質疑は終了いたしました。

次に、白保台一君。

○白保委員 大臣、御苦労までございます。男武部勤の論争が今ありましたけれども、そういう厳しい農林水産行政が行われている中でございますが、私は、二〇〇二年度の畜産、酪農の政策価格や関連対策について、まず伺いたいと思ふます。

今もいろいろとお話ございましたが、まさに昨年の秋から、農林水産省の行政に対する目というものは大変厳しくなつてまいりました。その後、またさまざまな手を打ちながら今日に至っているわけでございます。

この価格決定は、私は、十一年、十二年は秋に行われたというふうに思ふます。したがつて、昨年の秋に行われるのかな、こう思つておりました。振の雪印の問題や、そういったことがあつて結局この時期になつてしまつたのかな、こういうような感じで見ておるわけでございます。したがつて、やはり中長期的に見た、しっかりと冷静な判断もまた必

要であらうかな、こういうふうに通つておるところでございます。

そこで、こういうような状況の中で、特に牛肉というのは、BSEや、あるいはまた不正表示の問題、そういったことで大変厳しい状況になつております。そういう状況の中で価格決定をどうなされたのか、あるいはまた豚肉については逆にいい方向といひますか、そういう状況にあります。そういう面も考えますと、どのような観点から考慮がなされていこうとしているのか、この辺をまず最初にお聞きしたいと思います。

○武部国務大臣 今白保先生御指摘のとおり、日本でも初めてBSEが発生いたしました。本当に未曾有のいろいろな影響が、生産者にもとり中小企業の皆さん、あるいは消費者の方々にも影響を与えて、その後また雪印食品の事件によりまして、食品の安全問題、とりわけ偽装表示というやうな問題が明るみになつたわけでございます。

私は、もう徹底してうみを出すべきだ、災い転じて福となす方向づけをどうしていくべきか、こう考へております。このピンチをチャンスに切りかえていく必要がある。それにはやはり、生産者の方々も本当に深刻な状態でありまして、さまざまな皆さん方が影響を受けて我々に対する不信が募つております。そういうものに思ひ切つてこたえていく。

つまり、これだけの対策をやるうとするその政府の姿勢に対して、我々も大変だけれども、ここでの困難から立ち上がつていこうというやうな、そういう勇氣を持つてもらふやうな、そういう諸対策ということを考えなければならぬ。そのためには、さまざまな影響がある程度きつと整理される、またそして、それから先の見通しもある程度立てることの出来るやうな状況、つまり、ぎりぎりですね、期限ぎりぎりの年度末の今、この価格決定に向けて御議論をいただいているわけでございます。

○白保委員 私も、先ほど申し上げましたように、そういうさまざまな条件がある中でこの決定

でございますので、その辺の考慮が十分になされていくんだろう、こういうふうに通ひます。

そこで、ちょっと具体的にいつてまいります。牛肉需給の推移、あるいはまた国内生産、こういった辺はどのようになつてまいりますか。

○梅津政府参考人 お答え申し上げます。BSE問題の発生後、消費者の牛肉に対する不安から国内の需要が減少しまして、牛肉の国内生産量及び枝肉の卸売価格は低下いたしましたけれども、牛肉の国内生産量は、一月以降、前年同期を上回つて推移しております。

牛肉の消費量は、BSE全頭検査開始後、徐々にすけれども回復しております。枝肉卸売価格、これは東京、大阪の省令規格でございますが、直近の三月中旬以降、若干ではございますけれども回復傾向にございます。

それから消費量、昨年十月は対前年比四一・六％家計消費がございましたが、直近の一月のデータでは、対前年同期比六四・五％まで回復しています。枝肉の卸売価格の方は、省令規格で、三月の下旬が三百四十八円・キロでございますが、下旬で四百七十七円・キログラムまで回復している、そのような状況にございます。

○白保委員 要するに、ある程度回復の兆しが見えてきているという状況だ、こういうふうなことだと思ひます。

そこで、卸売価格の問題なんですけれども、卸売価格は低下してある、そういう状況にあつても、それが結局小売価格に十分に反映されてきていない、こういうふうに通ひます。その辺の認識について、どのように認識を持っておられるのか、お伺ひしたいと思います。

○梅津政府参考人 委員御指摘のとおり、牛肉の枝肉卸売価格は、BSE問題の発生以降、国内需要の減退から大幅に低下しておりますけれども、小売価格が枝肉価格ほど低下しないのが実態でございます。この理由につきましては、全体の消費の回復が十分でない中で、小売店が通常の販売価格は下げずに、いわゆるウィークエンドなどの値

引き販売、特販で行う等の対応をしているというふうに通ひます。

他方、先般、大手チェーンストア数社からヒアリングをいたしましたところ、現在の小売価格は、BSE発生前と比べて平均で約三割程度下がつていて、こういう情報もございました。今後も小売価格と卸売価格の関係がどのようになつていくか、さらに調査を進めてまいりたいと思ひます。

○白保委員 はい、わかりました。そこで、次の問題に入ります。加工原料乳補給金について伺ひたいと思ひます。

平成七年以降、生産者団体は、需給の逼迫に対応して、増産型の計画生産を実施しています。生乳生産は、七、八年度の、それぞれ前年度をわずかに上回つたものを、九年度以降は、都府県を中心とした飼育頭数の減少により、前年を下回つて推移しています。

生産者団体は、十二年度の計画生産目標を前年実績比一〇・二％と設定しましたが、生乳生産は、猛暑の影響等から都府県、北海道とも前年度を下回り、全国では一・一％下回っています。

十三年度の計画生産目標は、前年実績比一〇・一％と設定していますが、十三年四月から十四年一月までの生乳生産は、対前年同期比一・六％の減少となつています。飲用向け処理量も、対前年同期比一・八％の減少であります。一方、乳製品向け処理量も、十三年四月から十四年一月までの計では、対前年同期比一・九％の減少となつています。

このように、生産者団体の酪農経営も厳しい環境に立たされております。平成十四年度の加工原料乳生産者補給金の単価は、BSE発生による副産物の低迷などの実態を総合的に考へて決定する必要があります。そのため、加工原料乳生産地域の再生産を確保することが重要であると考へます。

酪農家の多くが、廃用牛の出荷の滞りやぬれ子などの副産物価格の下落で多大な影響を受け、苦

境に立たされております。単価の引き上げなど、実態を十分に踏まえた対応が必要であると考えておりますが、本日の報告等によれば、先ほども議論がありましたが、現状であると思っております。適正に決定する必要がある、この辺の報告が出ておりますが、そのことについて伺いたいと思っております。

○梅津政府参考人 十四年度の加工原料乳生産者補給金単価につきましては、前年度単価十四円三十銭に生産コストの移動三年平均の変化率を乗じて求めるいわゆる変動率方式を基本として適正に算定することといたしておりますが、前年度からプラス七十銭のキログラム当たり十一円ということとで諮問させていただいております。

この算定に当たりましては、直近の物価動向を反映させることによりまして、BSEの影響による乳廃牛あるいは乳価の低下を適切に織り込んだものでございます。

また、限度数量につきましても、生乳の生産事情、昨今の飲用牛乳、乳製品の需給事情を十分考慮して、二百二十万トンという方向で適切に決定してまいりたいと思っております。

○白保委員 では次に、肉骨粉の処理状況について伺いたいと思っておりますが、現状、どのような状況でございますか。

○梅津政府参考人 現在、一日九百トンの肉骨粉が生産されて、約六百七十四トン焼却されております。これまで三万九千トン焼却しました。現在、都道府県で、畜産部局と環境部局の連携によりまして、いわゆる一廃施設の確保のための作業が行われておりまして、二十三県、六十六のレンジング工場で焼却が進められております。

それから、セメント工場での焼却につきましては、環境省の認定の状況は、これまで三十六工場中三十三工場から申請があり、二十工場が認定され、十三工場が審査中でございます。

私どもとしては、梅雨入り前には先ほどの焼却量と生産量が均衡して、その後順次、現在保管されている肉骨粉の在庫の解消に向かっていくべき

う、環境省あるいは都道府県との連携により、努力してまいりたいと思っております。

○白保委員 そうですね。今、梅雨入り前のお話でございますが、まさに梅雨入り前に適切な処理をしないと、環境問題等発生するおそれが非常にありますし、それが懸念されている状況です。

十月十八日以降十八県でやっていったのが、今、二十三県で焼却を実施している。先ほどありましたが、都道府県にもいろいろと連絡をとりながら進めていきたいということですが、現在、一日当たり、今お話がありました六百七十四トンを焼却処理ができています。

処理状況でございますと、そうしますと、三月十五日現在で三万八千六百二十九トン。しかし、保管数量は十一万三千八百七十六トン、非常に多い。その前は十一万七千七百七十八トンでしたけれども。焼却済みが三万八千六百二十九トンですね。焼却が必要な肉骨粉の一日当たり生産量は九百トンでございます。

そうすると、一生懸命頑張っている、しかし、どうしても分母はだんだんとふえてくる、上の方も、減っていくようにしなければ、結局ふえてくる。そういう中で、一日当たり二百二十六トンぐらい残っていくんですね。したがって、焼却処理というのは非常に大事なんです、その見通しについてきっちりとお話をいただきたいと思っております。

○梅津政府参考人 若干舌足らずでございましたけれども、現時点で六百七十四トンでございますが、私ども最終的には、一般廃棄物処理施設で約六百五十トン、セメントで四百五十トン、合計一千百トン程度の焼却能力の確保が可能というふうに見通しております。

したがって、現に一日当たり生産量が九百トンでございますので、先ほど梅雨前には何とか毎日の生産量に見合う焼却能力を確保したいと申し上げましたけれども、その後、主としてセメントの焼却能力の拡大を通じて、今申しました一日当たりの生産量を超える焼却能力を通じて、

今委員御指摘の、既にある在庫の確実な焼却に努めてまいりたいと思っております。

○白保委員 もう一つ、屠畜場の廃用牛の問題について、受け入れ体制、受け入れ状況、都道府県別にいきますと、受け入れについて体制ができていない、屠畜場側の問題はないというの十二県、一定の体制はあるものの十分ではないというのが十七県、ほとんど体制ができていないというのが十七県、こういう状況にあるわけですね。大変隔たりがあります。今そういったことに対する検討状況と今後の対処の仕方について伺いたいと思っております。

同時に、系統の対応状況も都道府県別に違いがありますけれども、これについてもどのように対応されておられるのか、伺いたいと思っております。

○梅津政府参考人 二月末現在で、全国で約五万八千頭の廃用牛が滞留しているというふうに推計しております。このような状況に対応しまして、現在、屠畜場の円滑な受け入れの推進のために、先ごろから、副大臣、政務官が各都道府県知事を順次訪問して、屠畜場の円滑な受け入れについて強力をお願いしております。

その場合、屠畜場の受け入れとあわせて、経済連を初めとする地元生産者団体組織の協力が重要でございます。したがって、私どもとしては、二月からスタートしました廃用牛流通緊急推進事業を円滑に進めていく上で、それぞれの農協系統あるいは家畜商系統、そういった方々、さらには各地域の屠畜場関係者と十分意思疎通を密にしながら、例えば日にちとか時間とかそういったものを決めて、受け入れていただくような取り組みが進むように努力を続けているところでございます。

○白保委員 さて、大臣に伺いたいと思っておりますが、一昨年、九十二年ぶりに発生した口蹄疫、あるいはまた、昨年、アジアで初めて日本で発生したBSE、こういった問題について、言ってみると、輸入の飼料が媒介したという可能性が大変強い、こういうふうに言われております。先ほども

食の安全の問題が非常に議論されましたが、まさに、輸入が拡大されていきますと、貿易が拡大していく、世界的になってくる、そうなりますと、どうしても外から入ってくるものが大変多くなってくる。言ってみれば、年間二千万トン近くも輸入飼料に依存するという状況で、まさに効率を重視したような、そういう形になっております。

そういう生産体系から我々は食の安全という問題を考えた場合に、資源循環型の農業、こういったものが非常に大事になっていくだろう。したがって、そういった方の機構、体制を整備していく必要があるだろう、こう思うわけであります、まず大臣の御決意、見解をお伺いしたいと思います。

○武部国務大臣 先生御指摘のとおり、グローバル化が進んで何が入り込んでくるかわからないという状況の中で、やはり私は、国内における生産体制というものをしっかりと作り上げていくということが一番大事だ、このように思っております。

私も北海道でありますけれども、酪農家の方々によく話をするとすけれども、やはり自給飼料、粗飼料をしっかりとつくって、そしていいえさを与えて健康体の牛をつくって、いい牛乳を出して、そしてそういった生産体制を消費者の皆さん方にもわかってもらう。わかってもらうためには、やはりトレーサビリティということも、テーブルまで、食卓までわかるような仕組みをつくっていく。

つまり生産者と消費者の顔の見える関係というものをつくって構築するというのが一番大事だと思っておりますし、今先生御指摘の資源循環型農業ということ、先ほど川内さんのお話にありましたけれども、我が国がちょっと忘れていた、しかしもう原理原則、最も大事な農政の基本だ、私はこのように思っております。

今後、リスク分析というもの、大事にしながら、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションをどうつくっていくか、そして、国内

の農業、国内生産体制というものをしっかりとく
り上げていくというために、国内の生産者を大き
くバックアップし、消費者に理解されるような努
力をしているかなきゃならない、かように決意を新
たにしている次第でございます。

○白保委員 国内飼料生産の状況等、いろいろと
質問を細かくやりたいと思っておりますが、この
決意を了として、質問を終わります。

○鉢呂委員長 これにて白保台一君の質疑は終了
いたしました。

次に、山田正彦君。

○山田(正)委員 自由党の山田正彦です。

きょうは、畜産物価格についての審議、委員会
のいろいろな質疑なんですが、実は大臣は北海道
で、大変酪農にお詳しいと聞いておりますが、生
産者乳価は一体どのようにして決められている
のか、ひとつお教えいただければと思います。

○武部国務大臣 最近の生乳価格は、平成十三
年度の補給金単価が前年同額でありましたことか
ら、メーカーとの取引価格も据え置きになったこ
と等から前年度並みとなっております、安定的
に推移している、このように見ているわけでござ
います。先生は、生乳価格の動向はどうだとい
うことをお聞きしたいということで、そういう質
問をされたと思うのでありますけれども、一言で言
いますと、やはり再生産可能な乳価のあり方とい
うことに相なる、このように思っております。

したがいまして、最近の生産費の動向、そう
いったものを分析した上で、最近どの部分が、例
えば労賃単価がどうなっているか、えさなどがど
うなっているかということ等に加えて、最近の経済
状況やBSEの問題等もございまして、そういった
最近のさまざまな環境条件、こういったものを勘
案して決めていくというのが仕組みの基本だ、こ
のように認識しております。

○山田(正)委員 ちょっと、私が聞いたのはそう
いうことではなくて、乳価の取り決め方、いわゆ
る指定生産者団体とメーカーとの取引の価格はど

のようにして決められているのか。副大臣、結構
です。

○遠藤副大臣 委員御承知のとおり、飲用向け乳
価及び加工原料向けの乳価は、両方とも全国十
ロックの生乳生産者団体と、大手、中小を交えま
すと約百五十社の乳業メーカーとの個々の取引条
件を考慮しながら決められているというのが実態
でございます。

ただ、相対交渉でございますが、やはり大手が
先行価格となり得るということも言えるわけでござ
います。大手乳業と中小との間では、もちろん
ですが若干差異がございます。しかしそれは、公
表資料はないんですけれども、一般的には、大手
乳業は、取引の量的な規模あるいは年間を通して
安定的に取引をしていたかどうかという点から考
えております。ただ、そうした非常に合理的で透明
性の高い取引を推進しなきゃならぬということか
ら、酪農乳業情報センター、これは生産者団体と
乳業メーカー両方でつくっているんですが、そこ
で情報の共有化ということをしております。

ただ、やはり世界的な取引においても相対取引
が主であります。しかし、昨今のいわゆる取引
の自由化あるいは競争の市場ということを考えれ
ば、将来的には入札という方向も視野に入
れておかなきゃならぬのかなというふうに私とし
ては考えておるところです。

○山田(正)委員 相対取引でいわゆる百五十ぐ
らのメーカーと生産者団体がやっているとこの
とは、力の差によって価格が大分変わってき
るんじゃないか。私が聞いてるところでも、一
キロ当たり五円ぐらいの開きが出てきている。

これは生産者にとつては大変大きな価格の差で
あつて、そういう考えでいくと、やはり不明朗な
相対取引じゃなく、今あらゆる野菜でも畜産物価
格でも市場価格導入、いわゆる取引価格、競り価
格、入札価格ということが行われるのが普通なん
ですが、米でもそうであつて、そうしたら、いわ
ゆる相対取引がいまだに残っている乳価、これに

ついて入札制度の導入、いわゆる市場価格の実勢
に即したのか、実勢にある程度即応したよ
うな形の、そういった意味での乳製品取引市場の
創設というのを平成十一年の十一月に試みたよう
ですが、その内容、その結果はどうであつたか。
大臣、わかる範囲で、あるいは副大臣でも結構で
す。

○遠藤副大臣 委員御承知のとおり、最近の傾向
としては、やはり買い手市場みたいなところがござ
いまして、生産酪農家はかなり厳しい立場に置
かれていたわけです。したがいまして、従来のよ
うな相対取引がいいか、自由な競争にゆだねる入
札がいいかということとはなかなか議論の分かれる
ところじゃなからうかと思つておるのです。

ただ、先ほど申し上げましたように、委員おつ
しやるような方向も一つの視野として私も考
えておりました。模索の段階といひますか、どうい
う方法がよろしいかというふうなことを今考えて
いる。しかし、当然そういうことは将来やはり受
けとめていかなきゃならぬ問題かなというふう
に思っております。

○山田(正)委員 私が聞きたいのは、平成十一年
に試みた入札制度を、もう取引をやめた、これは
なぜやめたのか、どういう弊害があつたのか。
せっかく入札制度、いわゆる公開の市場制度とい
うものを導入しようとしたが、乳価において、
乳製品において、それをやめるに至つたというの
は、何かそこに働いたのではないのか。そこは、
大臣あるいは副大臣、いかがでしょうか。

○遠藤副大臣 平成十一年に行われたそのことは
なぜ取りやめになつたか、私は今現在のところつ
まびからではありませんが、しかし、その十一年
のやり方を、一種のパイロット市場の方へ移行し
ていった方がいいのではなからうかという話もあ
りまして、その制度そのものを葬り去つたという
わけじゃなくて、いわゆるパイロット市場のよう
なものを創設してどうかという方向で今やらせ
ていただいているところでございます。

○山田(正)委員 補給金を十円三十銭から十一円

に決めたわけですが、いわゆる七十銭上げた、そ
の上げた主な理由ですね。このところ物価はずつ
と下がり続けてきている。そんな中で、今まで長
い目で見れば乳価も下がってきたような傾向は
あつたんですが、そこで、こで上げたというの
はそれなりの理由、具体的な理由があつた、どう
いう理由だつたのか、ひとつ大臣でも副大臣でも
結構です。

○武部国務大臣 先ほどは失礼しました。私ども
のところは加工原料乳地帯がほとんどなものです
から、生乳のことを加工原料乳、こう思ひまして
先ほどちょっとお答えいたしましたけれども、こ
れは、生産者補給金の単価というのは、前年度単
価に生産コストの移動三年平均の変化率を乗じ
て、いわゆる変動率方式を基本として算定するこ
ととしているわけでございます。

また、算定に当たっては、先ほどちょっと御説
明しましたように、直近の物価動向、経済動向と
いうものを反映させることによりまして、BSE
の発生による乳廃牛、子牛価格の低下等を適切に
織り込んで試算を行い、食料・農業・農村審議会
の意見を聞いて決定するというふうになつていま
うわけでございます。

いわゆる副産物等の価格をどう評価するかとい
うことで、最近の労賃評価でありますとか、副産
物の価格でありますとか、そういったことを見込
んで、十一円ということの諮問はそういった直近
の副産物価格や経済、物価動向、えさ代とか、
そういったことを含めて諮問するわけでございま
す。

○山田(正)委員 大臣のお話ですと、七十銭上
がつたというのは、いわゆる副生物あるいはぬれ
子等の価格の低下、そういったものを考慮して、
農家経営、酪農家経営安定のために乳価を引き上
げたんだ、よくそれは私も納得いくわけですが、
では、今度は牛肉の安定上位価格、安定基準
価格、これは十三年度、十四年度、全く上がつて
いない。同じように、副生物等々はほとんど無価
値になつてしまつた、いわゆる食肉においては。

食肉においては副生物はほとんど値がなくなつた。

そういった中で、考えてみれば、乳価よりもこちらの方が影響を受けているのに、この基準価格の方は、畜産農家の経営の立場から考えれば、同じように考えたとき、上げなきやいけにないのに上げていない、同じである。これは、大臣、なぜなのでしょう。ひとつ明確にお答えいただきたい。

○武部国務大臣 一つは法律的な背景などがございしますが、またいろいろな諸対策ということもございします。一言で言う、法律に基づいて別の法体系であるということは委員御案内のとおりだ、このように思います。

牛肉の安定価格帯については、指標となり得るものについて定めることが適当であると考へておりまして、現在の安定価格は去勢牛のB2、B3の規格について算定しているわけでございますが、その数量のウェイトが高い。去勢牛の約五割、成牛の約三割ですね。その価格水準から見ると、一般家計消費の中心となるものであるとの理由によるものでございます。

A5、A4等の高級規格は、数量ウェイトがこれに比べ低い、家計での消費も少ないことから、安定帯の対象にすることはなじまない、このように考へているわけでございます。

指定食肉価格につきましては、配合飼料の価格の上昇は上げ要素でありますけれども、市場実勢価格の低下等が下げ要素となつておりまして、総合すれば前年同額。

肉用子牛については、保証基準価格は、飼料費等の上昇は上げ要素であります、労働費等の下げが下げ要素、総合すれば前年同額、こういうことになるわけでありまして、合理化目標価格は、生産性向上が上げ要素であります、輸入牛肉価格の低下が下げ要素となる、そういうことを総合して同額というふうに決めているわけでございます。

○山田(正)委員 どうも、大臣、私の質問に答え

ていないんですが、私が言っているのは、いわゆる乳価についての補給金を七十銭上げた。今まで下がり続けたのを上げたわけですから、それはなぜかといつたら、副産物その他の価格はBSEの影響で大いに下がった、下がったからそうして上げたんだ。

では、今度は、食肉の場合においては、いわゆる副生物というのはさらに下がっているわけ、そう考へれば、当然そういう考へ方であったら、この食肉価格を、安定上位価格、安定基準価格、ともにこれが、食肉に關しては前年度と同じ、生乳に關して、牛乳の乳価の補給金に關しては七十銭上がる、これはおかしいのじゃないのか。やはり食肉の場合も上がらなきやおかしいのではないのか。それについて、ひとつお答えいただきたいと言っているわけだ。

○遠藤副大臣 委員もう既に御承知と思ひますが、普通、一般の消費者の大宗を占めるのがB2、B3規格なわけでありまして、これが非常に下落をしているわけです。逆に、A5、A4、特にA5、自分のところを申し上げて恐縮ですが、私のところなどは四千円という値段をつけております。それから比べると、B2、B3はもう目も当てられないほどの状態になつておるわけです。

したがらないまして、むしろ基準価格は下げ基調と言へるかと思ひますが、しかし、このようなBSE発生時の経済環境を考へた場合に、下げ基準というふうなことを視野に入れるのでは、到底これは生産者にとつては大変過酷な問題になるというところから、仕組みを変える理由はないという理由のもとに据え置かせていただいた、もうこれは本當にぎりぎりの努力でさせていたんだというふうにお考へいただけないか。これは御理解を賜りたいと思つております。

○山田(正)委員 じゃ、乳価の方は上げて、こちらの方はぎりぎりの選択で据え置いたと。言つてみれば、酪農家の政治的力が強くて、どうやら政治的判断でぎりぎりのところ据え置いたとお聞きしたんですが、これ以上質問するのはもうやめ

ましょう。もう一つお聞きしたいんですが、先ほどからちよつと少し、A5、B3というふうにお答えしておつたようですが、基準価格というのは、言つてみれば安定上位価格と安定基準価格と二種類に分けている。

ところが、牛肉というのは、私も牛を飼つていたし、自分で肉屋もやつたのでよくわかつてはいるつもりなんです、このA5あるいはA4、A3、黒牛ですね、その価格差と、乳牛のB3とかB2とか、この辺の価格差というのは三倍ぐら開きがあるわけで、それくらい開きがあるのに、いわゆる安定上位価格と安定基準価格の二種類だけ。しかも千円と七百八十円。

いわゆる畜産農家の黒牛、黒牛は普通A4からA3、この辺で出しているのが普通なんです、それでいて、実際には、いわゆる基準価格というのは非常に、本来ならば、例えばA5ならA5、A4あるいはA3、B3とか、そういう形で、その格付で例えば上位価格、基準価格を決めるのはわかるんですが、これはちよつとおかしいんじゃないのか。実態にそぐわないんじゃないのか。そこはどうか考へて下さい。

○遠藤副大臣 先ほど申し上げたように、やはりB2、B3が一般の消費者の最も購買される量である。A5のように、例えば瞬間的に枝肉価格でキロ四千円というふうなものを基準にはなかなか行政としてはいたしがたい。やはり一番消費傾向の高いものに基準を合わせるはかばかしいのではないのか、このように考へますし、安定価格帯については、指標となるものはおつしやるように定めておくべきではあります、どこへ基準を合わせるかといふことは、行政としてはやはり一定の範囲があろうかといふふうに考へて、現在のようにな水準にさせていただいていふことでございします。

○山田(正)委員 どうもよく、その説明、私としては納得いかないんですが、これを聞いたところでしょうか、ひとつ、副大臣、大臣もよ

くわかとおり、これだけの開きがあるのに格付でその基準価格を決めないというのはおかしい、このことはよく実態を知つておられる方ならよくわかることで、これはぜひ、これからの問題としてしっかりと考へていただきたい。

その際に、いわゆるこの基準価格を定めるといふこと、安定基準価格を定めるといふことは、言つてみれば、安くなつたときに、それを調整保管、買入れ、高くなつたときに放出する、その基準になる価格なわけ、じゃ、今回、BSEで大変暴落した、今度の調整保管は、一体どの規格の牛を、どのように調整保管で、どれだけ買入れたのか、実態はどうでしょうか。ひとつ、副大臣、大臣、わかる範囲で結構です。

○遠藤副大臣 調整保管による買上げは、B2、B3規格について安定価格帯を設定しているわけですから、その価格帯で買上げを行つております。

なお、これは、一般家計消費の中心となるのがやはりB2、B3でございますから、こうした牛肉の再生産を図るためにも、安定供給の観点からこの水準が適当かなと。ただ、一方、A5等の高級牛肉というのは、家計消費でも少ないことから、調整保管の対象としてはどうかという思いもいたしておるところであります。

○山田(正)委員 B2、B3を買ひ支えた、調整保管したということですが、価格の推移で見ると、B2、B3あたりが七百八十円を大幅に下がつて、大幅と言ひませんが、下がっている。じゃ、これは買ひ支えたことにならないんじゃないのか。一体何をしておつたのか。一体どれだけの量をどうしたのか。ちよつと明確に。

○遠藤副大臣 いわゆる一種の買ひ支え効果というものはどうかと聞かれれば、私ども、正直なところ立場は非常に苦しいところでございます。

ただ、買参人の購買余力というのは非常に乏しくて、なかなか競りが行われない中で、買ひ手が全くつかないというふうな不成立を防止していくとか、間々あるわけですね。一万円から始ま

て、普通は一万一千円、一万二千円と上がっている。くんでしようけれども、七千、五千、ゼロと。そういうのをなくす意味でも、ある種の買い支え効果、あるいは屠畜しても売り先がない中で、何とか、滞留はしていますけれども、滞留を何とかやめてもらえないかと、いろいろなそういう効果を期待している。

とにかく、七百円とは何事だと言われればそれはそのとおりなんです、何とかそういうことで、やらなければ全然どうしようもないわけですから、それなりの保管効果というものを私どもは期待をしてやらせていただいているということでございます。

○山田(正)委員 一般の畜産農家のA3とかA4とかというのならまだしも、B2、B3とか、その辺においても買い支えすら、いわゆる調整保管すら十分にできていないとしたら、なかなか難しいとか、いろいろな事情、副大臣弁解しておられたようですが、もうそんな制度だったら要らないんじゃないですか。

もう要らないものをいっばいいっばい重ねた制度がいっぱいある。そのためにいろいろな無駄な費用が使われている。それよりも、むしろマル緊制度による生産者に対する助成なら助成、そういう一本でやるのか、そういった形に、そろそろ明確に制度をきちんと整理すべきなんじゃないのか。それは、大臣、副大臣、いかがですか。

○遠藤副大臣 この価格帯の設定そのものは、再生産を確保するためということが大前提となっているわけですが、まずそのことが、購買する側、これは一般消費者とは限りませんが、一つの目安になっておるわけでありまして、ある程度価格の安定ということについては役立っているのではなからうか。しかし、有機的、機動的な発動という意味では、委員おっしゃるとおり、マル緊の制度というのは非常に効果があるというふうには思いますが、そういうものにだけ一元化するのではなくて、むしろ、この制度をある程度は維持しながらも、再生産を確保していくということも捨

てがたい制度である。

ただ、大臣が常々申し上げておられますが、農林省の制度や機構の構造改革という中では、当然私たちもそれらの視野に入れておる制度ではあるということとは申し添えておきたいと思っております。

○山田(正)委員 いろいろ言っても、これ以上言ってもしょうがありませんで、ぜひひとつそこは、今回、畜産価格の問題で考えていかなきゃならないということ。

もう一つですが、実際はかなりA4価格、A3規格の価格は大幅に下がったわけですね。B3においても随分下がった。ところが、そういう大幅に下がったのに、実際に小売価格は横ばいである、小売価格はほとんど変わっていません。

ところが、EU、ヨーロッパ諸国では、むしろ、BSEの影響によって当然卸売価格というか枝肉相場は下がるわけですが、下がったらいわゆる小売価格も連動して下がった。そして、その連動して下がったことが、先般、野党議員の皆さん方がBSEのEU視察に行ったときの報告をおとしい受けたわけですが、そういう小売価格が下がったことが消費の回復につながった、そういうふう聞いております。

ところが、日本においては消費の小売価格がそのまま変わらないというのは一体なぜなのか。ひとつ、大臣、副大臣はどのようにそこを理解しているのか。

○武部国務大臣 私ども、事務方と議論する際に、必ずこの問題について議論をしているわけですが、どういうメカニズムになっているんだと。私も実際詳しくわかりませんが、それで、事務方の説明の中には、安売りするときにはほとんど下がるという話とか、あるいは小売の段階で、全体の売り上げが減っているから、したがって、トータルで売り上げを減らさないために小売価格を上げているんだと。そんなことあるかな、やはり消費を拡大した方が牛肉の消費が戻ってくるんじゃないか、そのためには安く売った方がいいじゃないか。

か。

私自身が体験したのは、ある焼き肉屋さんですけれども、メニューの値段は変えてないんです。確かめた。どうしてもこれは安くしないんですかと言ったら、いずれもとに戻ると思っています。メニュー、正札には手をつけたくない、そのかわりワイン一本つけているんです、こういう説明でした。

しかし、至るところでそういうことがあるのかというふうには私は疑問に思っています。これは、私も、どういうメカニズムになっているんだ、徹底的にその実態を調査する必要があるということを強く指示しているところでございます。私自身も、どうしてこういうことなのかというところについていささか疑問を持っている一人でございます。

○山田(正)委員 大臣が疑問を持たれたのではしやうがない話で、もう少し、例えば一つの小売価格に対する行政指導とか、あるいはいろいろな形での具体的な指針を打ち出しているならともかく、疑問であるという段階でしか大臣はお答えにならないわけで、私の時間もうないので、最後になんか質問をしたいと思います。

いわゆるマル緊制度、それから肉用子牛の生産者補給金とか子牛の生産拡大奨励資金等、今回のBSEでかなり、いわゆる実質的には農家の収入に支障がないように図った。これは、今回のBSEは国の責任でこうなったわけだから、今回農家に対して、あるいは本来流通業者に対してもそれだけの責任を負うのは当然だと思っております。昨年の九月から始まって、これまでに一体どれだけ、そのためのマル緊と、今言った子牛の生産奨励及び子牛の云々でどれくらい国費、いわゆる我々の国のお金を投入せざるを得なかったのか。ちよつとこれは質問を事前通告していなかったもので、概略のところ、大臣の、あるいは副大臣の頭の中の感じだけでも結構です、これはどれくらいの金額だろうと。

それから、あと二年こういう状態が続くとしたら、一体どれくらい、それに対して我々国としてはそれだけの責任を負わなきゃいけないのか。大体その辺の認識、どの程度今、大臣、副大臣は考えたのか。ひとつその辺を聞いて終わりたいと思っております。

○遠藤副大臣 おおよその目安ということでございますが、例えば子牛の取引価格が下落した場合の肉用子牛生産者補給金というのは、十三年度第三・四半期、十月・十一月ということですが、百七億円を既に交付いたしております。また現在、三月中旬現在ですが、いわゆるBSEつき資金といいますが、二千四百億円ほどの申し込みがございまして、三百四十五億円程度融資をいたしております。

また、生産費を下回った場合の差額を一カ月ごとに補てんすることにはしていますが、例えば二月分については、肉用牛ならば二十一万一千七百円程度、交配種ならば二十三万四千円……(山田(正)委員「トータルで」と呼ぶ) そうしたもの、これをトータルはまだ私の手元には届いておりませんが、そのように集計をすぐできると思っておりますので、後で委員のお手元にお届けさせていただきます。

○鉢呂委員長 時間が過ぎておりますけれども、武部農林水産大臣、簡明に御答弁願います。

○武部国務大臣 先ほどの件も含めまして、私ども、一番喫緊の課題はやはり牛肉の消費が伸びることだ、こう思っております。これはもう徹底したキャンペーンを今用意いたしております。最近、消費の回復基調にあるということも数字的に出てきております。

そういったことで、今の問題も含めまして、恐らくこの後の先生の指摘は、そんなに財源はあるのか、どこからそんな財源を見つけて出しているんだということだと思います。きょうは生産者の皆さん方も傍聴席においでになるようでありまして、心配はかけない、これからとにかく心配をかけないようにして、消費の拡大に全力を挙げて、そして一日も早くもとの姿に戻るよう努力をします。

ていくということが今私に課せられた一番大きな責任だ、こう思つて努力いたしますので。

○鉢呂委員長 これにて山田正彦君の質疑は終了いたしました。

次に、中林よし子さん。

○中林委員 私は、まず乳価の問題で質問をいたします。

本来、BSEが発生しなかったらば、乳価の価格決定というのは昨年の秋にされる予定でありました。したがって、私は昨年の秋に、日本の加工原料乳の生産を支える北海道十勝地方に行きまして、市場原理の導入によって、価格制度の改善によって酪農の経営にどんな影響が出ているのか、その実態を調査し、また現場で農家の皆さんの要望を聞いてまいりました。

現地では、雪印中毒事件とか口蹄疫の問題だとかに追い打ちをかけるような形で、酪農家の命綱であった不足払い制度、これが廃止されたということ、将来の見通しが本場に立たないんだ、こういう不安が広がっており、私は農協だとか生産者あるいは役場、この方々と話したときに、これ以上乳価が下がったら北海道酪農はつぶれてしまう、こういう声が相次ぎました。現に、毎年三割割合で離農が進んでおりますし、飼養頭数も減っており、それに伴って二〇〇〇年度は生乳生産量の減少も始まりました。

私たちは、このような事態になることを懸念して、毎年引き下げられてきた乳価を、せめて再生産が保障される価格まで引き上げるべきだと一貫して要求しました。しかし、現場では、政府が進めてきた規模拡大一辺倒のこの酪農政策のもとで、ぎりぎりまで頭数をふやして何とか低い乳価のもとでもやっていかなければならないということなんだけれども、もう限界だ、こういう声が出ておりました。

大臣にお伺いするわけですが、やはりそういう低過ぎる乳価のもとで、今の酪農家の実態、こういう現状になっているという認識はお持ちでしょうか。

○武部国務大臣 我が国の酪農経営については、委員も御案内と思いますが、主産物である生乳の販売額が収入の九割以上を占めていると思えますね。総合乳価がほぼ前年度水準で推移してきていると思えます。

一方、BSEの発生によりまして、副産物価格の低下、あるいは廃用牛の滞留を初め、規模拡大等に伴う環境問題の顕在化、労働時間の増加等の問題が生じてきたことはそのとおりだ、このように思っております。

このような状況のもとで酪農経営の安定を図るためには、まず廃用牛の出荷促進ということ、BSE対策に万全を期する必要があるということ、で諸般の対策を講じているわけでありまして、飼養管理技術の向上や家畜改良の推進等による経営内容の充実とか、ヘルパー等の畜産支援組織の活用による労働の軽減でありますとか、自給飼料基盤の強化でありますとか、家畜排せつ物の適切な管理と有効利用等について関係者の皆さん方と一体となつて取り組んでまいりたい。そして、今度のBSE発生を、ぜひピンチからチャンスに切りかえて、ゆとりある生産性の高い経営の実現に向けて引き続き私も努力していきたい、このように考えておるわけです。

○中林委員 BSE発生以前の時点においても大変な状況だったということ、まず私は、大臣が認識されているのかどうかということをお聞きしたかったわけです。

そういう状況のとき、不足払い制度が廃止されて市場原理に流されていったという中で、やはりこの価格の決定、特に加工原料乳の生産の大部分は北海道ですから、そういう意味では、生乳が九割とおっしゃるけれども、価格の決定に携わることができるのは加工乳の問題ですから、そこで私は、九割は生乳だなどと言わずに、ここが北海道酪農を支える問題だという認識でなければだめだというふうに思います。

今言われたように、今回のBSE発生で、ここは大臣も認識されているようですね、酪農

家の収入の二割を占める廃用牛あるいはぬれ子の副産物収入が激減したということ、これまで日本の酪農を支えてきた人たちが本場に窮地に陥るような状況になっております。

もう既に二〇〇一年度からの加工原料乳も市場原理に基づいてメーカーと生産者団体の交渉による価格形成が始まっているわけですが、このBSE発生で環境が大変悪化しているという状況の上に、さらに不況が影響を及ぼして、スーパーなどで、小売りサイドから値下げの圧力が非常に強いということになって、市場原理にゆだねていけば、どうしても下がる傾向になっていくというのは当たり前の今の状況です。

今回、補給金に対して若干の引き上げ諮問をされているわけですが、これで万全の対策だなどと絶対思わないでいただきたいというふうに思うんですね。私は、ここに大臣のいわば政治的な判断が求められているんじゃないか。これで再生産が本当に確保できるのかどうか、日本の酪農が廃れるかどうか、まさに今度の価格決定というのは非常に大切な問題で、再生産が保障できる価格まで農家をやはり補償していくんだというそういう大臣の決意を示す、ピンチをチャンスにしておっしゃったんですけれども、まさにそれを示すチャンスじゃないですか。大臣の決意をお伺いします。

○武部国務大臣 まさにピンチをチャンスにしていかなきゃならない、こう思っております。生産者の方々にも、元氣を出して勇氣を持って取り組んでいただけるような、今回の乳価に向けての私どもの努力を今傾注しているところでございます。

十四年度補給金単価は、七十銭アップのキロ十円というところで諮問した次第でございます。審議会において適切な議論のもとに答えをいただけるもの、このように思っておりますし、乳廃牛、子牛価格の低下等について、こういったものも価格に織り込んで試算を行ったところでありますし、BSEの影響については廃用牛流通緊急推進

事業等の個別の対策も行っているところでございます。また、北海道は最近、廃用牛の出荷も円滑にいきつつございます。これもこの互助制度というものが大分皆さん方に生きているんじゃないか。

今までの、五分の四の補てん金プラス共済金だけじゃなくて、一頭当たり、代替牛購入資金五十万、また経営再開維持資金十萬、六十万ですね。先ほど来た若い酪農家の方は、前との後で大体一頭百万だな、こままで政府が腹をくくってやろうということであるならば、我々も頑張れる。そのほか、諸般の対策、まだ検討中でありまして、これはもう新聞では既に単価三万円というような数字も出ておりますし、やるべきことは、やり得ることは、私どもも、大臣としても責任を持って、皆さん方の意見をしっかりと聞いた上で対処してまいりたい、このように考えております。

○中林委員 BSE対策については後でまたお伺いするわけですが、乳価の決定で若干引き上げたということなんですけれども、それでは足りないということを私は申し上げているわけです。乳価に対して質問しているわけで、さまざまないろいろな施策はあります。その施策も十分やっているとお話だったんですけれども、私は、特に今、酪農家を初め畜産農家が悩ましいと思っているのが、家畜排せつ法によるふん尿処理の施設を整備しなければならないという問題なんです。

ここに北海道酪農協会の方から、要請書というのがあるんですけれども、BSE発生で非常に農家の経営が危機的状況になっていて、平成十六年の十月までに整備をしなければ罰則規定が設けられるという状況の中で、とてもそれはできないよというところで、BSEによる国家的非常事態に集中的に対処するため、平成十六年度期限の家畜ふん尿処理法の適用を当面延長すること、こういう要望も出ているんじゃないんですか。

私は、いろいろな農家の人たちと話をして、さまざまな施策がなければぜひ延長してほしいとい

う声は確かに聞きました。しかし、私は、延長することをよしとはしてはならないんじゃないかと、いうふうに思いますね。やはり、今の国民からの要望、環境をきちんとするということは必要なことだと思ふのです。ただし、こういう事態になつたときに特別な、この期限内に処理施設ができるような特別な対策、これを講じなければだめだというふうには私は思ふのですけれども、大臣、いかがですか。

○武部国務大臣 特別な対策というよりも、やはり経営の安定ですね。将来展望がきちんとできる、そういう経営に向けて生産者も頑張つてもらふ、私もこれをバックアップする支援策についてさらに努力をしていく。

そして、今委員御指摘のように、私は、先生から延長せよと言われるのかと思つたら延長するなというふうな御意見、こう承りましたけれども、今の時点は、まだ十六年までですから、今の時点のじゃない、やはり十六年までにやつてしまおうという前向きな姿勢で取り組んでいくということが大事だ、こう思つております。そういうことを、生産者団体の皆さん方にも、ぜひ生産者の皆さん方に勧奨していただきたいということをお願いしているわけでございます。

○中林委員 延長してほしいというのは、本当に切実な要求なんですよ。延長しないならばやはりそれに見合うだけの対策が、今まで順当に來ておつたらそれはよかつたでしょう。しかし、こういうBSE発生という、今まで味わつたことのないような、しかも農家の責任でないところで起きて、経営が大変な事態になつていふんだ。

ふん尿処理施設をつくらうと思うと、そう簡単なことではありません。それは、シートを敷くぐらいでいいんです、簡易なものもありますよと説明を受けていますよ。しかし、実際農家の方々に聞くと、それも不安だ、やはりやる以上はちゃんとやりたいという要望もあります。昨年秋に私が北海道に行つて聞いたときに、大

樹町では五割の進捗状況、あるいは音更町では二割の進捗状況。この音更なんかでは、このまま進んでいくと十年かかります、とても間に合わないのぞび国の特段の対策を求めたいということなんですけれども、これは何らかの対策はとられますか。

○武部国務大臣 これは、全額国が金を出さなければなりません、やはり私も総務大臣にお願いをしておりますが、地方自治体の財源確保ということも大事でありまして、特別交付税等でさらにこのBSE関連ということも含めて協力してほしいということをお願いしております。

やはりそういった、地方自治体においても前向きに環境問題については取り組んでいただけるように我々からも督促して、計画的に事業が進むようにさらなる努力をしたいと思ひます。

○中林委員 それで本当にBSE対策が、大臣が全力を挙げて取り組んでおつしやるにふさわしいものなのかどうか、これもやはりたださなければならぬというふうに思つていふのです。昨日、二〇〇二年度の予算が成立をいたしました。この予算に、BSE対策費、本予算では十三億円しか組んでいない、こういう状況です。

なぜ本予算で対策を講じようとしなかつたのか。BSEの潜伏期間が七、八年ということになると、長期化するということはどうも明らかで、本腰を入れた対策、これが必要なんです。私は、ここに政府の姿勢というものが示されているのじゃないか。

大臣、なぜ本予算で措置しなかつたのか、その点についてお答えください。これは大臣ですよ。○武部国務大臣 私は、問題は結果だ、このように思つております。

本予算でも最大限措置していかなくやなりませんし、やるべきことはもう、二千億円を超える対策を行つていふわけでございまして、よりスピーディーに、臨機応変に対応できるということが特にBSE対策にとっては大事だ、かように考えております。

さような意味では、本予算に組まなければ事業ができないということじゃありませんで、本予算に組むならば、予算が通らなければ執行できないというふうな、そういう一面もあるわけでありまして、臨機応変に、スピーディーに対策を講じていくということが何よりも望まれていふ、こう思つて、そういう努力をしていふわけでございします。実際には、結果としてはきちつとやらせていただいていふ所存でございます。

○中林委員 事業団予算を使つていふわけですよ、それ以外は。本来事業団というのは、関税収入だとかそういうことで、指定事業というのが決められて、そこにずつと使われていくということで、私は、昨午九月に日本でも初めてBSEが発生して、予算上の措置がなかつたから、事業団の財源があつた、それを昨午以降使つていった、昨午年度というか今年度というか、それを使つていったというのはいくらも発生する可能性だつてあるわけですよ。本腰を入れた農水省としての対策をとらうと思へば、当然本予算でしかるべき措置をしなければならぬというところを申し上げたいと思ひます。

もちろん、事業団でも十分な対応をしなればならない、その予算でも、と思ひます。問題は、四月以降、ではどういふ対策を講じていくのか。具体的に政府が示しているのを、私もペーパーをいただきました。幾つか四月以降もやろうとされていふわけですが、その点で、今具体的に、運用の変更、それをぜひ改善してほしい、こういう要望が農家から出されておられますので、具体的に、その要望にこたえるのかどうか、答えていただきたいというふうに思ひます。

まず一つは、従来のマル緊事業、これに対する国の負担額をぜひ増額してほしい。それから、通常のマル緊に加入する農家に對して、積立相当額を国が立てかえてやる、そういう方法にぜひしてほしい。それから、補償基準、今八割ですけれども、十割に引き上げてほしい。こういう要望が出

ております。それに対してどうこたえるのか。それから、つなぎ融資の返済、この新しい施策では二年というこゝろに変えられたようだけれども、最低五年だ、これが各団体から出てきていふのです。ですから、ぜひこれも、潜伏期間の長さから考えると回復がそう簡単に見込まれないということ、延長を願つていただきたい。

○梅津政府参考人 通常マル緊の運用について御質問がございました。この事業は、農家が自主的判斷により加入して、国と農家がそれぞれ、国が三、農家が一という拠出割合で拠出した原資をもとに、所得の低下に応じて家族労働費との差額の八割まで補てんすることによりまして、価格変動に對処しようとするものでございまして、この三對一を出して家族労働費との差額の八割を補てんするという現行の仕組みは適切なものであるというふうに考えております。

それから二点目の、新たに加入する者の積立金を国が立てかえるということにつきましては、既に入つて積立金を納付している既加入者とのバランス、新規加入者が積立金を積み立てることなく補てん金の支払いを受けるといふことになれば、これは非常に不公平となりますので、困難であるというふうに思つております。

それから、新しいつなぎ資金でございしますけれども、いわゆる肥育黒毛和種二十九月といったような肥育期間も考慮しまして、現行一年のものをさらに二年というふうにしたものでございします。以上でございます。

○中林委員 国に立てかえてほしい、後で払いますよという話なんです。だから不公平は生じないんじゃないですかというのを申し上げて、ぜひ検討を、農家の人たちの非常に強い要望です。加えていただきたいというふうに申し上げま

す。それから、BSEマル緊、これは延長されるといふふうに伺つておりますので、ぜひ延長してい

ただきたいんですが、この算定方法が農家の皆さんにとつてはなかなか納得がいけない。産地がいろいろで、ブランド物のところなどは高いというように、全国に押しなべられるとかなかなか経営実態に見合わないんだということで、市場ごととか、あるいは県ごととか、何とかならないかというところがございしますが、これについての検討。

あるいは、子牛に対する補給金がありますね。これも産地によって子牛価格が全然違ってくるというところで、なかなか経営の足しにならないという話があるんですけども、今後の検討課題としては、そういう方向も考えていただけるでしょうか。

○梅津政府参考人 委員御指摘のBSEマル緊の補てん金の算定方法でございます。

この事業は全額国が負担しております事業でございます。まして、全国の生産費調査をもとに、全国の食肉卸売市場三十市場の枝肉価格を用いて、全国一律に実施しているものでございます。

委員御指摘のような形で、同じ生産費でも、創意工夫によって高い値段の牛を出荷する地域の方が、仮に低価格の牛を出荷する地域よりも低い補てんしか受けられないということになりますと、これは、出荷する牛が同じ価格でも、創意工夫により生産費の低い地域の方が生産費の高い地域よりも低い補てんしか受けられないということになりますので、かえって不公平感が生じ、適切ではないというふうに考えております。

あわせて、子牛生産拡大奨励事業につきましても、同様に、仮にこれを地域ごとに算定した場合には、そういった生産者の努力により高い価格の子牛を出荷した地域の方が奨励金が少なくなるというところで、かえって不公平が生じ、適切ではないというふうに考えております。

○中林委員 今農家の方々が、やはり廃用牛の滞留で困っていらっしゃる。せっかくの制度ができただけけれども、なかなかうまくいかない。やはり、廃用牛の屠畜の専用屠畜場、これをぜひ設け

てほしいということは、先般私も要望して、前向きに検討するというお話がございました。

この検討状況、そして今後の努力はどうされるのか、それだけちょっと簡単に答ええただきたいと思っております。

○武部国務大臣 老経産牛の処理についてのご意見ですが、それぞれの都道府県におきまして、屠畜場の指定や専用の屠畜場を含めた受け入れ屠畜場の確保について、実情に応じた処理体制の確立について協議が進められております。かなり前向きに進んでまいりました。

農林水産省といたしまして、老経産牛について、その流通の促進を図るために、各県屠畜場における老経産牛の受け入れを要請しております。両副大臣、政務官が直接赴いてお話をしております。

また、廃用牛流通緊急推進事業及びBSE対策酪農互助システム支援事業の実施について、かなり現場でも理解が深まってきたように思います。そういうようなことで、これにより出荷の気持ちも固めてもらいたいということを切望しているわけでございます。

そういう努力を通じて、さらに努力をしてまいりたいと思っております。例えば、屠畜場でなく、水防法の問題もあります。公衆衛生の問題もあります。ちゃんとBSEの検査もしなきゃなりません。そういうようなことができる、そういう古い屠畜場といえますか、これは、肉として流通しない場合には、そういったところでも処理できる方法を検討してみたいのではないかとということで、これらのことも今検討をさせております。

○中林委員 非常に農家の皆さんの要望が強いし、ぜひ国が責任を持ってやはり買い上げるという野党四党案、その実施をされることを要望しておきたいと思っております。

次に、農林漁業金融公庫食品流通改善資金の問題でただしたいというふうに思います。この貸し付け問題なんですけれども、貸し付けの使途の準営業権、これは対象になりますでしょうか、農水

省。

○西藤政府参考人 お答え申し上げます。

食品流通構造改善促進法に規定しております卸売市場の機能高度化事業の実施に必要な営業権の取得につきましては、一定の要件に該当するものにつきまして農林漁業金融公庫の融資対象としております。

○中林委員 準営業権が対象になるのかと言っているんです。

○西藤政府参考人 営業権につきましては、一般的に、当該企業の長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件、特殊の取引関係の存在などを総合した、他の企業を上回る企業収益を稼得することができ無形の財産的価値を有する事実関係というふうな判例上されておりますが、その具体的範囲については、個々のケースに応じて判断されるべきだということに思っております。

御指摘の準営業権とされるものが営業権に当たるかどうかにしても、具体的内容に即して判断されるべきだろうというふうに考えております。

○中林委員 事前にお伺いし、この点は何度も確認したんですけれども、ちゃんと農水省の答弁書はあつたんですよ。準営業権については承知しております。ちゃんと規定上は営業権になつていて、準営業権というのはいらないんですよ。急にどうしてそういうふうに変えるんですか。

そこで、公庫の方に話を伺いたいと思うのですけれども、実は、大阪府は経営破綻をした第三セクターの松原食肉市場公社の再編処理をするに当たって、浅田満氏が代表取締役をしている南大阪食肉畜産荷受株式会社の準営業権を買収することにし、その際、この農林漁業金融公庫の融資を受けることにしているわけなんです。

なぜ大阪府は準営業権という表現を使っているのか。それは公認会計士が行った南大阪食肉畜産荷受株式会社の営業権評価報告書で、今回の譲渡の対象となる営業権は何ら法的権利を有しておらず、また、有形の資産を含めて譲渡するものでないため、基本的には、超過収益力説におけ

る営業権と位置づけることができるというふうにしなから、この会社に超過収益力が存在すると判断することはできないということにした。これが大阪府議会で昨年九月に追及されました。そこで、営業権とは言えなくなつてしまつて、準営業権という言い方に変えてきた。このような、営業権と言えないものを融資の対象にされるのでしょうか。

○鶴岡参考人 私どもの公庫大阪支店におきまして、平成十二年の十月以来、大阪府の方から、今御指摘のような両市場を統合する、それに関連しまして公庫資金の利用をしたいと今相談を受けております。

大阪府からは、スキームとして、松原食肉市場公社を解散する、それから松原食肉市場公社の市場開設者の業務を民間新会社に継承させる、それから羽曳野市食肉地方卸売市場を廃止する、それから南大阪食肉畜産荷受を解散して営業権を民間の新会社に譲渡するというような再編のスキームを伺っております。

私どもは、これを検討した結果、こういうスキームにつきましては、条件さえ整えば私どもの食品流通改善資金の融資の対象として得るものと考えまして、その旨は大阪府にも、担当の方にそういう説明をしております。

ただ、事業主体が、今後構造改善計画を策定しまして、農林水産大臣、具体的には近畿農政局長に当たるわけでも、の認定を得ることが必要でありまして、これらの手続が進む中で、融資審査に必要な書類の提出を受け、事業主体の話を聞き、大阪府とも相談しながら融資について検討する考えでございます。

今ありました営業権につきましても、そういう中で検討して対応していきたいというふうに考えております。

○中林委員 時間が来ていて申しわけないんですけども、確認だけさせてください。これは、融資を大阪に確約したんですか、しないんですか、それだけ。

○鶴岡参考人 確約というのがどういうことまで言われるのか、ちょっと私承知いたしておりませんけれども、私どもは、お伺いしまして、条件さえ整えば必要な融資はできる、そういう回答はいたしております。いずれも今後の問題でございます。

○中林委員 今後の問題ということで、まだ確約はされていないというふうに受け取りました。終わります。

○鉢呂委員長 これにて中林よし子さんの質疑は終了いたしました。

次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社民党の菅野哲雄でございます。

今多くの議論がなされておりますけれども、ダブる点がありますけれども、私から質問させていただきますというふうに思っています。

一つは、野党四党案では特飼牛と言っていますけれども、一般的に廃用牛の問題でございます。武部農水大臣は老経産牛なんという表現を使っていますけれども、これはどう表現したらいいのか、多くの議論のあるところでございます。

この対策の現状について、私は二月二十五日の予算委員会でも聞いたしましてまいりましたし、それから約一カ月経過して今日に至っているわけですから、先ほどの答弁では、二月末で五万八千頭、そして、都道府県に屠畜場での受け入れを要請して歩いて、多くの方々と意思疎通を進めながら取り組みを進めているという状況が今までの質疑で明らかになっています。

現時点で五万八千頭というふうに今言われました。この老廃牛、特飼牛が、二月、対策をスタートさせました。それ以降、屠畜場に何頭出荷しているんですか、これを明らかにしていただきたいというふうに思うんです。

○武部国務大臣 十三年度実績は、九月二万二千頭、十月八千頭、十一月二万二千頭、それから十二月二十四日時点で一万八千頭、十二月一万五千頭、一月一万七千頭、そして二月は一万九千頭とふえてきていますね。もう一踏ん張りだと思いま

す。

○菅野委員 大臣、今の答弁で本当にいいんですか。老廃牛、老経産牛が、特飼牛が屠畜場に何頭出ているんですか。では、廃用牛と言ってもいいです。廃用牛が屠畜場に何頭出ているんですか。

○武部国務大臣 いつの時点で、今月ですか。ずっと。

今答えたのは乳用雌牛でございます。滞留頭数は、二月で五千頭、累計五万八千頭でございます。

このことにつきまして少しく申し上げますと、本年二月からこの廃用牛流通緊急推進事業を開始したのでございますが、徐々に進んでまいりました。これまで、一時集約管理施設は全国二十七県において一万三千頭が確保されているところでありまして、準備の整った七県の施設において次々収容が始まっているところでございます。

現在、事業実施主体において事業計画書及び補助金申請書の取りまとめを行っているところでありまして、事業の実績はまとまっております。が、本年二月及び三月においては約二万五千頭の、いわゆる先生からいえば特飼牛、私ども廃用牛と申し上げますが、の出荷が行われる見込み、このように聞いております。

○菅野委員 はい、わかりました。

それじゃ、五万八千頭、今農家に滞留しているという状況ですね。この五万八千頭がどうして農家に滞っているのか。部長でもいいですから、この原因をどう考えているのか、そして、このことが酪農家や子牛生産農家にどのような影響を及ぼしていると考えているのか、答弁願いたいと思います。

○武部国務大臣 先生からも前にも委員会でも指摘されましたけれども、廃用牛の屠畜頭数は、ほとんど出るようになりましたから、増加基調にあるということが一つ言えます。屠畜場の業務への悪影響を懸念しまして、これを抑制しようというようなそういう動きもございまして、また、廃用牛の価格の低下ということも影響し

ていたんじゃないかと思いますが、御案内のように、廃用牛対策もやりましたし、そして、やはり一番、私、今、両副大臣、政務官で回っております。かなり理解が深まっております。

特に、互助制度ができて、北海道あたりは、金額にして一頭当たり六十万というようになるとになりまして、前はやはり、どうしてかというのは、先生おっしゃるとおり、また出たらどうしよう、もう自分たちの経営は破綻だ、地域もそれこそ大変なことになったと、特に肥育牛農家からすれば、自分たちの肉が、ブランドがすべてパアになる、そういうようなことで、屠畜場が抑えるといいますが、屠畜場でブレイキがかかるあるいは農業団体もブレイキをかけている、そういうところもございまして、いろいろ実態がわかってきました。

しかし、この緊急廃用牛対策をやるようになりまして、これではいけないんだ、やはりちゃんとBSE検査をして出さなくちゃいけないんだ、しかも互助制度でもって一頭六十万ももらえるようになったんだ、五十頭であれば三千万だ、それまでのあれを入れると五千万だ、そういうことがだんだんわかってきてまして、よし、ここで腹を固めようという傾向が出てきておりまして、私、事務局から聞いていたのは、大体、ことしの五、六月ぐらいには円滑にいくような形で、従来の実績のような形で出荷される、そういう見通しになるのではないかと、こういう説明を受けておりまして、私は、ぜひそういうふうになるように期待をし、さらに努力したい、このように考えているわけでございます。

○菅野委員 私は、大臣、そういう傾向はつかんでいるんですが、実際に五万八千頭、例えば二月二十五日に聞いたときに五万四千頭と聞きました、実際、そうすると、二月一三月で四千頭が滞っているという状況になっていますよね。

本間に、これがゼロであれば、あるいは五万八千頭が下がっているのであれば、私は危機的なこんな質問はいたしません。どんどんふえていつて

いる現状です。そして、一万三千頭の分は確保したと言っていますけれども、農協いろいろな団体を通じて、それで、この五万八千頭のうち、差し引いた四万五千頭というのが農家の畜舎に滞っている現実があるんですね。

このことをどうとらえて、そして、このことが酪農家や子牛の生産農家にどう影響を及ぼしているのか、分析をしているのかしていないのか。そして、このことに対する、五万八千頭という部分をゼロにするための取り組みをどうしているのか。このことをはっきりと酪農家や多くの方々に示していかない限り、減っていかないんじゃないのかなというふうに思うんです。大臣じゃなくてもいいです、局長でも。長くなるから。

○梅津政府参考人 先ほど五万八千頭と申し上げましたが、月にならしますと、例えば十二月は、前年の実績に比べて屠畜実績が約五〇%でございまして、これが二月には七〇%以上まで回復してきております。まだ前年を超えておりませんので滞留頭数が積み上がっていることは事実でございますけれども、各月当たりの滞留頭数は、十二月が一萬三千頭、一月が七千頭、二月が五千頭というふうに着実に減ってきております。こういったことを通じまして、いずれ、ほぼ前年実績の屠畜頭数が確保されていくものと思われまして。

一方で、先生御指摘のように、酪農家に与りましては円滑な更新が重要でございますけれども、今、いわゆる乳廃牛の更新がスムーズに進まないという事情もございまして、この出荷の促進とあわせて、一時保留施設、例えば公共牧場とか空き牛舎を活用した保留施設の確保を進めております。現在、全国で一万三千頭分のスペースが確保できまして、これまで四百四十四頭、まだ少ない数字でございますけれども、の保留の実績が上がっております。

○武部国務大臣 今部長が説明しましたように、屠畜頭数はふえている、滞留頭数は減ってきている。しかし、減ってきているけれども、まだふえ

ていることは事実です。しかし、今度の乳価に關連する対策でも、乳用雌牛対策として一頭当たり三万円。これも、廃用を出す場合ということで、そういう更新、乳牛の更新を進めるということも、これが早く出る方法であります。

それから、今、屠畜場についても大分あててきていますし、先ほど中林委員にもお伝えしましたようなそういう対策をやりますので、ですから、我々も努力いたしますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

まだ金額は決まっていますが、私の頭にインプットされているのは三万という事です。まだ審議会、開かれておりませんので。

○菅野委員 この問題は、BSE対策で今本当に最後に残っている課題だと私は思っています。ここをしっかりとやっておいて、そして、しっかりとやることによって、日本の畜産業が維持できるかどうかというところにかかっていることだというふうに思っています。難しい点はいっぱいあるという事は承知していますけれども、この廃用牛対策も含めて、BSE全体をどうしていくのかというの、根本的な議論も継続してやっていただきたいということ強く訴えておきたいというふうに思っています。

それから、酪農家や子牛生産農家が今一番苦しんでいるのは、追い打ちをかけられていることなんでしょうけれども、家畜排せつ物の処理という、先ほど中林さんもこのことを訴えていましたけれども、農家を回って歩いていろいろな意見交換をするときに、このことが、非常におもしろくなっているというふうに言われております。

各自自治体から農林水産省に対しても多くの要望が上がっているというふうに思っていますし、この家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律、これも平成十一年の七月二十八日に成立して、この条文も読みました。

そして、多くは都道府県に施策の展開はゆだねられているんですが、農水大臣に一つ与えられているのは、基本方針を策定することです。このこ

とは行つてきていることだというふうに思うんですが、ただし、この基本方針を策定して、「農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。」というふうに七条の三項にあるわけですね。私は、農家の実情や畜産農家、酪農家の方々の実情を考えたときに、農水大臣は、法のこの七条三項という部分を真剣になって考える時期に今あるのではないのかなというふうに思っています。

これが、法が施行されていて、そして都道府県の基本計画があつて、農家は、家畜排せつ物どころじゃなくて、BSEの対策でどうしたらいいのか、どうしたらいいのかというふうに頭を悩ませている現状のときに、負担を少しでも軽くしていくような方向性をつくるべきだというふうに私は思うんですが、このことに対する見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○梅津政府参考人 委員御指摘のとおり、家畜排せつ物法第七条三項では、情勢の推移により必要が生じたときは基本方針が変更できる旨の規定がございます。しかしながら、御承知のように、家畜排せつ物の不適切な管理によりまして、水質汚濁あるいは土壌汚染、悪臭、さらには硝酸性窒素等により、人の健康にも影響を及ぼしかねない要素がございます。こういった畜産環境問題の改善の必要性には変化がないというふうに考えられます。

また、BSEの畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、BSEマル緊事業等の各般の施策が講じられておりますので、現時点において、基本方針の変更は困難であるというふうに考えております。

○菅野委員 梅津部長さん、本日に農家を回つて見ているんですか。酪農経営や子牛取りや肥育農家というのはそこまで配慮して、そして環境に悪影響を及ぼさないような体制でもって今経営しているんです。

それが法的に全部規制されて、そして今、地域と本間に共存してやっているにもかかわらず、こ

の法律が平成十六年から適用されとなれば、それまでに施設整備しなきゃいけない。今、何にも問題ない地域にも法的に枠がはめられるから、これを緩和してくれと言っているんじゃないでしょうか。それが、不適切な管理によって環境にも悪影響を及ぼしているという現状認識は、どこから来るんですか。そういう認識があつたときに、畜産経営者は、今の部長の答弁だと、本日に努力して、環境に悪影響を及ぼさないように努力している姿を否定するものじゃないですか。

○武部国務大臣 先ほどの三万円の話は、ちよつと委員長にお願いしますが、関連対策の中で、私もそういうことを期待していろいろ構想しておりますけれども、決まつた話ではありませんので、これはひとつ削除していただきたいと思ひます。

そういう努力をいたします。そして、この乳牛の更新が円滑にいくように、そして廃用牛が出るように努力します。

今の問題ですが、私ども、先ほど中林先生にもお答えしましたとおり、経営の安定対策についてさまざま、BSE対策を重厚に講じていくということによって、みんな早く環境対策についてもしっかりとやっていく、そういう気持ちを持っていただけるような条件整備ということが一番大事ではないでしょうか。そういうことで努力をさせていただきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○菅野委員 そこが大臣、後でそのことも聞きますけれども、経営が安定して、そしてそういうものにも取り組めるだけの、家畜排せつ物に回せるだけの余裕があるんだつたら、私はこの場でこんな議論はしていません。今の畜産農家がそのことによって何年これから畜産経営ができるかどうか分からないところに追い込まれていって、そして新たな設備投資をしてまでもやらなきゃならないというふうに法に定められたときに、私たちはどうしていったらいいのか迷っている現状が今日の畜産農家です。

そして、やめていこうかなというふうに考えている人たちが、この際だからやめていこうじゃないかと考えている人も多く出始めているこの時期に、いや、その部分は少し猶予を与えようという形で農水大臣が発信していかない限り、畜産経営全体が行き詰まってしまうというおそれがあるから、私はここで質問しているんです。

二年後、三年後に完全に経営が安定するという状況が見えるのであれば、こんな話はしていません。そこが見えないですから、ぜひ、このことは多くの国民の声として上がっております。一方で、環境対策も進めていかなきゃならないという命題もそこには存在しています。このことのバランスをどうとっていくのか、多くの議論を家畜排せつ物の部分で行つていただきたいというふうに思っています。

それで、畜産物価格でこれからやっていこうとしていますが、そういう意味では、農業や畜産業、複合経営をやつて、私の地域では複合経営的に米と畜産物でやつと農家が成り立っているという地域であります。北海道の猿払は酪農の複合じゃなくて専業地域であるというふうに、地域地域によって形態は違いますけれども、複合的な経営の地域においても、米価は下がる、それから畜産物価格は下がつてしまつていっている。

農家経営が大変だというふうに言われていますけれども、やはりこの際、多くの国民世論として、農業や第一次産業の部分で経営所得の安定対策というのをどう制度として取り入れていくのか、私はその時期に來ているんじゃないのかなというふうに思っております。

武部農水大臣前には、このことは検討して、十分検討に値するというところで進んでいたのですが、武部農水大臣になつた途端にこの議論というのが消え去つてしまつていっているというふうに思っています。それで、先ほど、そういうことを抜きにして経営の安定に向けて頑張つてもらおうしかないというふうに言われたら、農家は大変な状況に追い込まれているんじゃないか。経営所得安定対

策をどうしていくのか、このことについて私は、直接所得補償制度というのをどう入れていくのか、これについて大臣の見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○武部国務大臣 先ほどの件については、今先生も環境対策ということでありましたので、都道府県や地方自治体の財政事情も厳しいということですから、そういったことも含めて早く進むように我々も努力したいと思つております。

今、経営所得安定対策ということでございますが、これは経営実態というものをやはりできるだけ正確に把握するというのがまず大前提ではないかな、このように考えております。その上で、どういう形で直接所得補償というものができるのかどうか。これも、WTOとの関連もありまして、合理的な形で進めなきゃならないというふうなことを考えております。

今後、WTOの農業交渉の中で、我々、非貿易的関心事項、農業の多面的機能というようなことも日本提案で主張しておりますので、そんな中でもしっかりと主張をしつつ、水田がはつきり言つて一番所得が減少しております。そういった中で、規模の問題もありましょうし、経営形態をどうするかということもこの委員会でも議論がございました。そういったことをすべて含めまして、十四年度予算におきましては具体化検討のための調査費を新たに確保しているわけでございますし、調査を速やかに実行し得るよう、関係機関、団体と連携して準備作業を着実に進めてまいりたい、このように考えているわけでございいたします。

私になりましたから急に途絶えたということじゃありませんで、むしろ私になりましたから幅広くいろいろな見地から、集落営農や法人経営ということも含めて、農村あるいは農業が成り立っていく道はどうしたいのかということ、積極的に提言させていただいている、こう思ひますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○菅野委員 武部農水大臣、今の方針は、説明

は、新年度の概算要求をするときに大体説明されていたんです。その後、九月、十月、十一月と、BSEが発生して、そして畜産経営がどうなっていくのか、そういう状況になったときに、こういう事態を迎えているんです。そして、そういう事態を踏まえて、農水省として、あるいは農林水産大臣として、先ほども言いましたけれども、本当にこういう事態になったときに、前の答弁と今もそっくり同じ答弁をしているんです。そういう答弁を繰り返しているから、農水省として危機管理がないと言わざるを得ないということなんです。BSEの問題が起つて今日の状況になったときに、日本の畜産経営がどうなっていくんだろ、米と畜産と複合経営をやっている、米と畜産と複合経営している農家がどうなっていくんだろ、そこには具体的な支援をどうしていくんだろ、いかんかというのを今日の状況で打ち出さない限り先に進んでいかないという危機感を私は持っているんです。

大臣、今答弁をいただきました。それでは、これを調査して具体的に方向性を示すまでにどれくらいの時間をかけてやろうとしているんですか。

○武部国務大臣 先生が経営所得安定対策のお話をしたから、私はそう申し上げたわけでございいたします。

BSE対策はBSE対策で、諸般の対策を私ども真剣に取り組んで努力しているわけでありますし、これからもお、先ほども一部、つなぎ資金の延長等々の話もさせていただきました。そして、財源のことについては、先生方から、これからも同じようなことをできるのかという御懸念とございますが、むしろ心配していただいたの御発言もございました。私は、そういったことについては、責任持って生産者の方々に心配させないような努力をしたいと思います。こういうふうな申し上げた次第でございます。

BSE対策はBSE対策としてしっかり取り組んでいこう。そして同時に、今度のことでは食品の安全の問題ということがクローズアップされてき

ているわけでありまして、そういったことについても新たな問題としてしっかりと取り組んでまいりたい、こういうふうな申し上げている次第でございます。御理解を賜りたいと思ひます。

○菅野委員 私が言っているのは、個別対策によつて農家は若干息をついているというところはある。ただ、農家所得が本当に、大臣、聞いてほしいんですが、子牛生産農家、今までせいぜい収入があつて四百万とか五百万で農家経営、体系的に経営を行つてきている中小の農家です。その人たちが大体百万、所得減になつていくということ。一千万のところは百万減になつて九百万じゃないんです。

そういう農家の実態ですから、それは個別政策によつて行われていっても、この百万をどうしていただけるんだ。月十万です。この状況が、どうしていったらいいのかと悩み苦しんでいる人たちがいるということ、念頭に置きながら、これからの政策展開を進めていただきたいというふうに申しておきます。

最後です。感染源の究明が今どのように行われている、どこまで進んでいる、どうですか。そして、具体的に今どのようなことをこの感染源究明において行っているんですか。具体的に答弁していただきたいと思ひます。

○武部国務大臣 現時点では、第二次中間報告におきまして発表させていただきましたが、感染源としての可能性は排除できない事項や、さらに確認を必要とする事項をある程度明らかにすることができた、このように思つております。

まず、肉骨粉については、関係する配合飼料工場のうち四工場が同じラインで鶏、豚用の飼料を製造しております。牛用飼料への肉骨粉の混入の可能性を完全に排除できない。九八年六月以前に輸入されたイタリヤ産肉骨粉は加熱処理が不十分である可能性が高い等が明らかになりました。汚染された輸入肉骨粉が何らかの経路を経て発生農家で使用されていた飼料等に混入した可能性が排除できない、このように考えておりまして、イ

タリアには専門家を派遣して、さらに追求してまいる所存でございます。

また、三例の感染牛に共通して給与された代用乳の原料については、オランダ産の動物性油脂というふうな言われておりました、その原料は牛の脂身であること、当該動物性油脂は純度の高いものである可能性が高いことが明らかになりました。三例に共通する飼料原料でもあり、現段階において感染源となつた可能性を完全に排除できない、こういうふうなことを、徹底究明を続けたいと思ひます。

また、香港から輸入された肉骨粉の内容等の確認、あるいは魚粉工場が仕入れた食品残渣の確認を今行つているところでございます。かなりの工場になりますので、少し時間がかかるかもしれませんが。

いずれにいたしましても、BSEの感染経路の究明に当たりましては、私ども体制も整備いたしました。三月一日からは専門家も一人加えまして、そういう体制も強化しまして、迷宮入りはさせないとの覚悟で全力を挙げてまいりたい、このように考えております。

○菅野委員 終わります。

○鉢呂委員長 これにて菅野哲雄君の質疑は終了いたしました。

○鉢呂委員長 この際、金田英行君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六派共同提案による平成十四年度畜産物価格等に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。鮫島宗明君。

○鮫島委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表して、平成十四年度畜産物価格等に関する件の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

平成十四年度畜産物価格等に関する件

(案)

牛海綿状脳症(BSE)の発生は、畜産・酪農経営、関係事業者から消費者に至るまで多大な影響を及ぼしている。加えて、牛肉の偽装表示事件に端を発する食品の不正表示問題は、食と農政に対する消費者の信頼を損なわせており、我が国畜産・酪農を取り巻く情勢は極めて厳しいものがある。

よって政府は、平成十四年度畜産物価格等の決定に当たっては、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 牛肉に対する消費者の不安を払拭し早期に消費を回復させるため、消費者をはじめ、加工・流通・飲食店等の関係事業者、学校給食関係者等に迅速かつ適正な情報提供と正確な知識の普及に努めるとともに、トレーサビリティシステムの確立、実効性のある食品表示監視体制の整備を推進すること。

また、BSEの感染源究明については、引き続き徹底して推進すること。

二 BSE発生に伴う畜産・酪農経営の不振が依然として続いていることに対し、経営所得安定対策、金融対策の継続・充実を図るとともに、事態の変化に即応して迅速かつ適切な対策を講ずること。

また、廃用牛の処理が円滑に機能するよう、と畜場に対する指導の徹底等に努めるとともに、肉骨粉及び死亡牛を円滑に処理するため、関連施設の確保・整備を促進すること。

三 加工原料乳生産者補給金の単価は、BSE発生による副産物価格の低迷などの実態を総合的に斟酌し、生産者の努力が報われ、生乳の再生産、経営の安定が図られるよう適正に決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、生

乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向を踏まえて適正に決定すること。

四 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、BSEの発生等生産の実態に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として、畜産農家の経営の安定に資するよう適正に決定すること。

肉用牛肥育経営安定対策については、肥育農家の経営所得の安定を確保する観点から、十分な予算の確保等その充実を図ること。

五 飼料自給率の向上等を図るため、自給飼料基盤の強化、生産性・品質の向上、飼料生産の組織化・外部化の推進、草地畜産の振興、国産稲わら・稲発酵粗飼料の生産利用の拡大等の施策を積極的に推進すること。

六 家畜排せつ物については、地域の実態等に即した処理施設の計画的整備が進められるよう支援策を強化するとともに、環境と調和のとれた農業生産を確立するため、耕種農業との連携強化によるたい肥の利用促進や有機性資源の循環利用を推進すること。

七 安全かつ良質な畜産物を供給するため、HACCP手法を活用した衛生管理の向上を図るとともに、食肉処理施設及び乳業施設の再編整備を進めること。

また、海外からの伝染病の侵入等を防止するため、輸入飼料等の検査・検疫体制の一層の充実・強化を行うこと。

右決議する。

以上の決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところでありますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○鉢呂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鉢呂委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣武部勤君。

○武部国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨に従いまして、最近の畜産をめぐる情勢を踏まえつつ、十分検討してまいる所存でございます。

○鉢呂委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議の議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鉢呂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

この際、休憩いたします。

午後零時四十八分休憩

午後一時四十四分開議

○鉢呂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案の両案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣武部勤君。

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○武部国務大臣 農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

将来にわたる食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮を確保するためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要であります。

そのためには、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成していくことが急務であり、意欲ある農業の担い手が経営改善に必要な資金の融通を円滑に受けられるようにしていく必要があります。

政府といたしましては、このような課題に対応して、農業近代化資金、農林漁業金融庫資金及び農業改良資金について、資金内容の充実等を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業近代化資金助成法の一部改正であります。

農協等の民間金融機関の融資に利子補給する農業近代化資金について、現行の施設資金に加え、経営の改善を図るに必要な長期運転資金を追加することとしております。

第二に、農林漁業金融庫法の一部改正であります。

農業経営基盤強化促進法の認定農業者以外の農業の担い手が経営の改善を図るための農林漁業金融庫の経営体育成強化資金について、その対象を土地利用型農業だけでなく、全農業種目に拡大することとしております。

第三に、農業改良資金助成法の一部改正であります。

都道府県の財政資金を無利子で貸し付ける農業改良資金について、特定の農業技術の導入のための資金から、農業の担い手が農産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは新技術を導入する場合など、高リスク農業にチャレンジす

るための資金へと改めることとしております。
また、都道府県からの直接融資方式に加え、農業改良資金についても、民間金融機関が都道府県から借り受けて農業者に貸し付ける方式を追加することとしております。

第四に、農業信用保証保険法の一部改正であります。

民間金融機関からの農業改良資金の融通が円滑に行われるよう、当該資金を農業信用基金協会による債務保証の対象に追加することとしております。

続きまして、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、地域農業の活性化を図っていくためには、家族農業経営の発展の支援とあわせて、法人形態の農業経営の育成を推進していくことも重要であります。

近年、農業法人は増加傾向にありますが、その経営内容は自己資本が少なくといった問題があり、農業法人が地域農業の担い手として健全に発展していくようにするためには、農業法人の自己資本の充実を促進していく必要があります。

政府といたしましては、このような課題に対処して、農業法人に対する投資の円滑化を図るための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業法人に対する投資育成事業を営もうとする会社は、当該事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けることができることとしております。

第二に、農林漁業金融公庫は、その業務の特例として、農業法人に対する民間の投資を補完するため、事業計画の承認を受けた会社が農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができることとしております。

第三に、事業計画の承認を受けた会社は、農業

協同組合法の特例として、農事組合法人に対して投資を行うことができることとしております。

第四に、事業計画の承認を受けた会社であつて、農協系統及び地方公共団体がその議決権の過半数を有しているものは、農地法の特例として、農業生産法人に対して投資を行うことができることとしております。

以上が、これら二法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○鉢呂委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○鉢呂委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査のため、来る四月三日水曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鉢呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る四月二日火曜日午前九時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十九分散会

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律

(農業近代化資金助成法の一部改正)

第一条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法

律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「農業者等の資本整備の高度化を図り、」を削る。

第二条第三項中「資本整備の高度化及び」を削り、「造成」の下に「復旧」を加え、「及び乳牛」を「乳牛」に改め、「購入又は育成に要するもの」の下に「及び農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要するもの」を加える。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第二条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号の二中「。別表第二において「農業経営の改善のためにする農地等の取得」というを削り、同項第一号の三中「第二号及び第六号」を「第一号及び第五号」に改め、同項第一号の四及び第一号の五中「第二号」を「第一号」に、「並びに」を「及び」に、「第三号及び第六号」を「第五号」に改め、同条第三項中「農業」を削る。

別表第二の第一号を次のように改める。

一 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、その農業経営を一体として、総合的かつ計画的に農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善を図るのに必要な資金であつて、第十八条第一項第一号から第一号の二の二まで、第一号の六、第一号の七若しくは第八号に掲げるもの又は果樹若しくは指定永年性植物の植栽若しくは育成若しくは家畜の購入若しくは育成に必要なもの			
(一) 当該資金に係る農業経営の改善が農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項の認定を受けた農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)第二条の五の認定を受けた経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第三条第一項の認定を受けた果樹園経営計画に従つて図られるものである場合における当該資金	年 三分五厘	二十五年	十年
(二) (一)に掲げる資金以外のものであつて主務大臣の指定するもの	年 五分	二十五年	三年
(三) (一)に掲げる資金に二に掲げる資金については、年三分五厘	年 五分	二十五年	三年

(果樹の植栽又は育成に必要なものについては、十年)

別表第二の第一号の二及び第二号を削り、同表の第三号の貸付金の種類の欄中「農業」を削り、「若しくは第八号」を「又は第八号」に、「又は果樹若しくは指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なもののうち」を「のうち」に改め、同号(一)の償還期限の欄中「(果樹の植栽に必要なものについては、二十五年)」を削り、同号(二)の償還期限の欄中「(果樹の植栽に必要なものについては、十年)」を削り、同号(三)の償還期限の欄中「(果樹の植栽に必要なものについては、十年)」を削り、同表の第二号とし、同表中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第三条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は農家生活」及び「自主的に能率的な農業技術の導入その他合理的な農業生産方式の導入を行い、特定の地域において」を削り、「(一)の経営」の下に「若しくは農畜産物の加工の事業の経営」を加え、「農業経営の規模を拡大し、又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年農業者等が近代的な農業経営を担当するにふさわしい者となることを助長する」を「又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援する」に、「生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金」を「農業改良資金」に、「市町村」を「融資機関」に改め、「経営規模拡大資金、農家生活改善資金又は青年農業者等育成確保資金」を削る。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「農業改良資金」とは、農業改良措置(農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物

若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ)を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- 三 家畜の購入又は育成に必要な資金
- 四 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

第三条第一項中「生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金又は青年農業者等育成確保資金」を「農業改良資金」に改め、「(次項の規定により指定された市町村の区域内の農業者等に対する特定地域新部門導入資金の貸付けを除く)」を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市町村を、その申請により」を削り、「特定地域新部門導入資金」を「農業改良資金」に、「事業を自ら行う市町村として指定し、当該市町村」を「業務を行う融資機関(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十七条において同じ。)」に、「当該事業」を「当該業務」に改め、同項各号を削る。

第四条中「生産方式改善資金にあつては、その種類ごとに、農林水産省令で定める標準資金需要額を基準として都道府県が定める額の百分の八十(政令で定める種類のものにあつては、百分の九十)とし、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては、それぞれ、その種類ごとに」を削る。

第五条第二項中「生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金」を削る。

等育成確保資金にあつては十年を超えない範囲内で、特定地域新部門導入資金にあつては十二年を「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(次項において「特定地域資金」という。)にあつては、十二年)」に改め、「それぞれ、その種類ごとに」を削り、同条第二項中「生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては、必要と認められる種類の貸付金につき三年を超えない範囲内で、特定地域新部門導入資金にあつては、必要と認められる種類の貸付金につき五年」を「三年(特定地域資金にあつては、五年)」に改め、「それぞれ、その種類ごとに」を削り、同条第三項を削る。

(貸付資格の認定)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

- 一 農業改良措置の目標
- 二 農業改良措置の内容及び実施時期
- 三 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

第八条 都道府県知事は、前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)が申請に係る農業改良資金をもつて農業改良措置を実施することによりその経営を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該農業改良措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、同項の認定をするものとする。

第十二条から第十七条までを削る。

第十八条第二項中「第三条第二項」を「同条第二項」に改め、「この項において」を削り、「第十二条」を「前条」に、「第二十一条及び第二十二條第三項」を「第十五条及び第十六條第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十九条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、「(昭和二十二年法律第百三十二号)」を削り、同条を第十三条とし、第二十条を第十四条とし、第二十一条を第十五条とする。

第二十二條第一項中「第三条第一項」を「第三条」に、「事業」を「事業の全部」に、「貸付金」を「貸付金等」に、「第二十條第二項」を「第十四條第二項」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第三条」に、「事業」を「事業の全部」に、「貸付金」を「貸付金等」に改め、同条を第十六條とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第十七條 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第二項の農業改良資金の貸付けについて、第九条から第十四條第二項の規定は融資機関が行う第三条第二項の貸付けに係る資金について準用する。この場合において、第十四條第二項中「償還方法」とあるのは、「償還方法その他必要な貸付けの条件の基準」と読み替へるものとする。

第二十三條を削る。

附則第二項中「以下「改正法」という。」を削り、「第二十二條第一項」を「第十六條第一項」に、「貸付金」を「貸付金等」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第四条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「農業近代化資金」の下に「農業改良資金」を加え、同号を同項第

四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 農業改良資金(農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二二号)第二条に規定する農業改良資金(同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る)をいう。以下同じ。)

第八条第一号ハ中「及びロ」を「からハマで」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 農業改良資金

第十一条第二号中「就農支援資金」を「農業改良資金及び就農支援資金」に改め、同条第三号中「第八号第一号ハ」を「第八号第一号ニ」に改める。

第七十二条第一項ただし書中「第二条第三項第三号」を「第二条第三項第四号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に貸し付けられた第二条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法(次条において「旧公庫法」という。)別表第二の第一号、第一号の二及び第三号に掲げる資金(同表の第三号に掲げる資金については、農業に係るものに限る)については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした旧公庫法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に貸し付けられた第三条の規定による改正前の農業改良資金助成法第二十一条の生産方式改善資金、同条第二項の

特定地域新部門導入資金、同条第三項の経営規模拡大資金、同条第四項の農家生活改善資金及び同条第五項の青年農業者等育成確保資金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正)

第六条 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十条第二項」を「第十四条第二項」に、「第二十一条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

(農業経営基盤強化促進法及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「第十八条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

一 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第三十五条

二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第二十条

(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正)

第八条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二条第一項の生産方式改善資金」を「第二条の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く。)」に、「同法第五条第一項」を「同項」に改める。

理由

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、農業近代化資金に農業経営の改善に伴い必要な資金を追加するとともに、農業改良資金

を、新たな農業部門の経営の開始その他の農業改良措置を実施するのに必要な資金に改めるほか、農業協同組合、銀行等が貸し付けることができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、農業法人に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もって農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農業法人」とは、農事組合法人、合資会社、株式会社又は有限会社であつて、農業を営むものをいう。

2 この法律において「農業法人投資育成事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 農業法人の持分、株式、新株予約権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。)又は新株予約権付社債等(同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)の取得及び保有

二 前号の規定によりその持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している農業法人に対して経営又は技術の指導を行う事業

(事業計画の承認)

第三条 農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社(農業法人投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む)は、当該農業法人投資育成事業に関する計画(以下「事業計画」という)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなくてはならない。

一 持分又は株式の取得の対象とする農業法人の選定の基準、持分又は株式の取得の際の評価の基準、持分又は株式の取得の限度、持分又は株式の保有期間及び持分又は株式の処分方法

二 新株予約権の取得の対象とする農業法人の選定の基準、新株予約権の内容に関する基準、新株予約権の取得の限度及び新株予約権の行使の時期

三 新株予約権付社債等の取得の対象とする農業法人の選定の基準、新株予約権付社債等の取得の限度及び新株予約権付社債等の償還期限に関する基準並びに新株予約権付社債にあっては、当該社債に付された新株予約権の内容に関する基準及び新株予約権の行使の時期

四 前条第二項第二号に掲げる事業に係る手数料

3 農林水産大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その事業計画に係る農業法人投資育成事業が農業法人の自己資本の充実を図る上で有効かつ適切なものであること。

二 その事業計画に係る農業法人投資育成事業が農業法人の健全な成長発展に資するものであること。

三 その事業計画が当該農業法人投資育成事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

(事業計画の変更)

第四条 前条第一項の承認を受けた者(その者の設立に係る同項の株式会社を含む)は、当該承認

認に係る事業計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(報告の徴収)

第五条 農林水産大臣は、第三条第一項の承認を受けた株式会社(同項の承認を受けた者の設立に係る同項の株式会社を含む。以下「承認会社」という。)に対し、農業法人投資育成事業の実施状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第六条 農林水産大臣は、承認会社が第三条第一項の承認に係る事業計画(第四条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認事業計画」という。)に従って農業法人投資育成事業を営んでいないと認めるときは、当該承認会社に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(事業計画の承認の取消し)

第七条 農林水産大臣は、承認会社が前条の規定による命令に違反したときは、第三条第一項の承認を取り消すことができる。

(農林漁業金融公庫法の特例)

第八条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、農業法人に対する民間の投資を補完するため、承認会社が承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の出資は、当該出資に係る農業法人投資育成事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて行うことができるものとする。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の出資についての農林漁業

第一類第八号

農林水産委員会議録第四号

平成十四年三月二十八日

金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九号、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法又はこれらの法律」と、同法第二十九号及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第八条第一項」とする。

(農業協同組合法の特例)

第九条 承認会社が承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営む場合における当該承認会社についての農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第七十二条の十第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び当該農事組合法人に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第六條に規定する承認事業計画に従って同法第二条第二項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第五条に規定する承認会社」とする。

(農地法の特例)

第十条 承認会社であつて、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものが、承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営む場合における当該承認会社についての農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及びその法人に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第六條に規定する承認事業計画に従って同法第二条第二項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第五条に規定する承認会社」とする。

第十一条 第五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした承認会社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 承認会社の代表者又は承認会社の代理人、使用人その他の従業員が、その承認会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その承認会社に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正(公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「配当金」の下に「(農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)」を加える。

理由

最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、農業法人に対する投資育成事業を営もうとする株式会社に対し、農林漁業金融公庫からの資金の出資、農事組合法人の組合員資格の特例その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第八号

農林水産委員会議録第四号

平成十四年三月二十八日

平成十四年四月十二日印刷

平成十四年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

〇